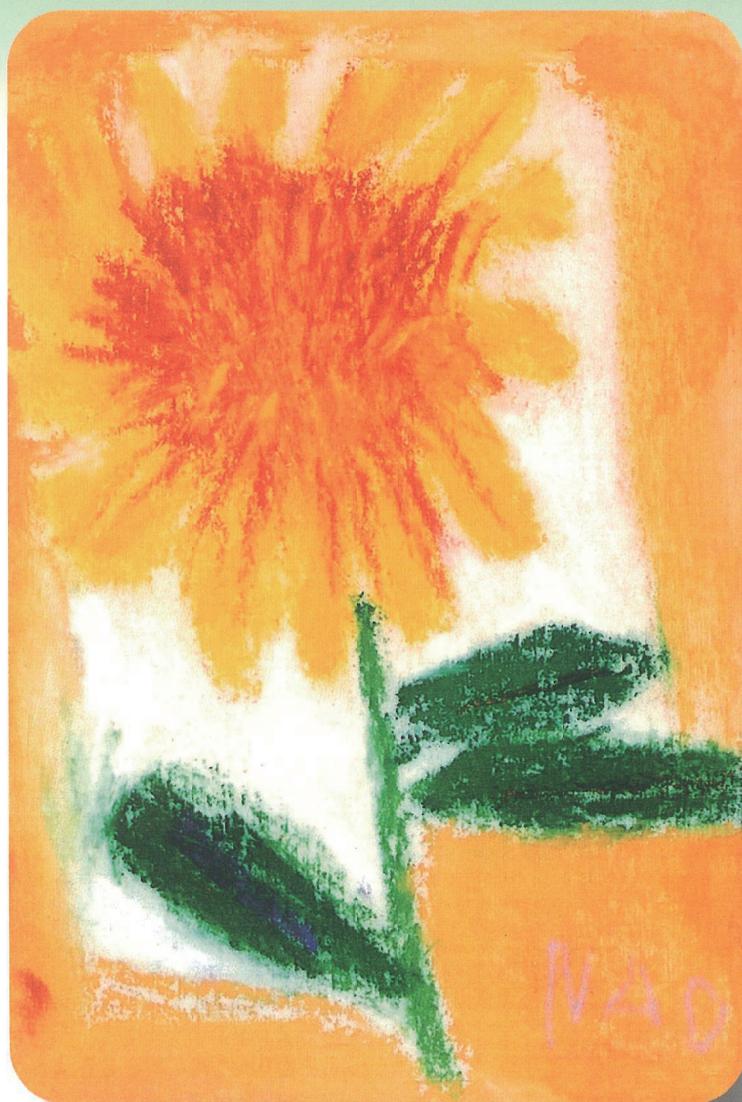


第2期由布市障害福祉計画 及び障害者基本計画

障がいのある人もない人も、共に充実して
いきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現



平成21年3月
由 布 市

はじめに

～ 障がいのある人もない人も、共に充実して いきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現 ～



平成17年10月に障害者自立支援法が成立し、平成18年4月に施行されました。

由布市においても、新しい法のもと、「障がいのある人もない人も、共に充実していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現」を目指し、「由布市障害福祉計画及び障害者基本計画」を平成19年3月に策定し、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の構築のために各種の取り組みを行ってまいりました。

策定後、障がいのある児童に関しては、平成19年4月施行の学校教育法等の一部改正により特別支援学校を創設し、併せて小・中学校等において特別支援教育を推進するための規定が設けられました。また同年12月には「国連障害者の権利に関する条約」のなかで、人類社会全ての構成員の固有の尊厳及び価値を保障することが謳われ、これを受け、国の障がい者に関する「重点施策5カ年計画」についても平成19年度に見直され、障がい者の人権についての項等が新たに盛り込まれています。

さらに、自立支援法による障害福祉サービスの見込量については、3年ごとの見直しが行われることが法に規定されており、サービスの実施状況や利用者の意向を踏まえ、本年度、障害福祉計画の部分見直しがされることとなりました。

このような障がい者を取り巻く状況を見据え、方向修正を一部に加え、第1期からの基本理念を踏襲し、「第2期由布市障害福祉計画及び障害者基本計画」を策定するに至っております。

「障がいのある人もない人も、共に充実していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現」に向けて、第1期計画と同様、国の障がい者関連の法律や制度の動きを踏まえるとともに、関係団体等との連携を図り、この計画を効果的に進めるため最大限の努力を傾注する所存でありますので、地域における市民の皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

おわりに、この計画策定にあたり、多大なご指導と熱心な議論をいただきました由布市地域自立支援協議会の皆様、アンケート調査にご協力いただきました皆様方に対して厚くお礼申し上げます。発刊のことばといたします。

平成21年3月

由布市長 首藤 奉文

目 次

第 1 章 策定にあたって	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 第 2 期計画における改定点等	3
3. 計画期間	4
第 2 章 計画の基本的考え方	5
1. 計画の目的	5
2. 基本方針	5
3. 基本理念	6
4. 計画策定の方法	7
第 3 章 障がい者及び障がい施策の状況	8
1. 由布市の概況	8
2. 障がい者の現況	9
3. 医療の状況	17
4. 障がい者関連施策と事業一覧	21
5. 障害福祉サービスの実施状況	25
6. 現況からの課題	26
第 4 章 障がい福祉に関するアンケート調査の概要	27
1. 障がい福祉に関するアンケート調査の概要	27
2. 調査結果の概要	28
3. アンケート結果からみた課題	43
第 5 章 平成 23 年度の目標値の設定	45
1. 総人口と障がい者数の推移	45
2. 平成 23 年度の目標値の設定	46

第1章 策定にあたって

1. 計画の位置づけ

1) 由布市障害者基本計画と由布市障害福祉計画について

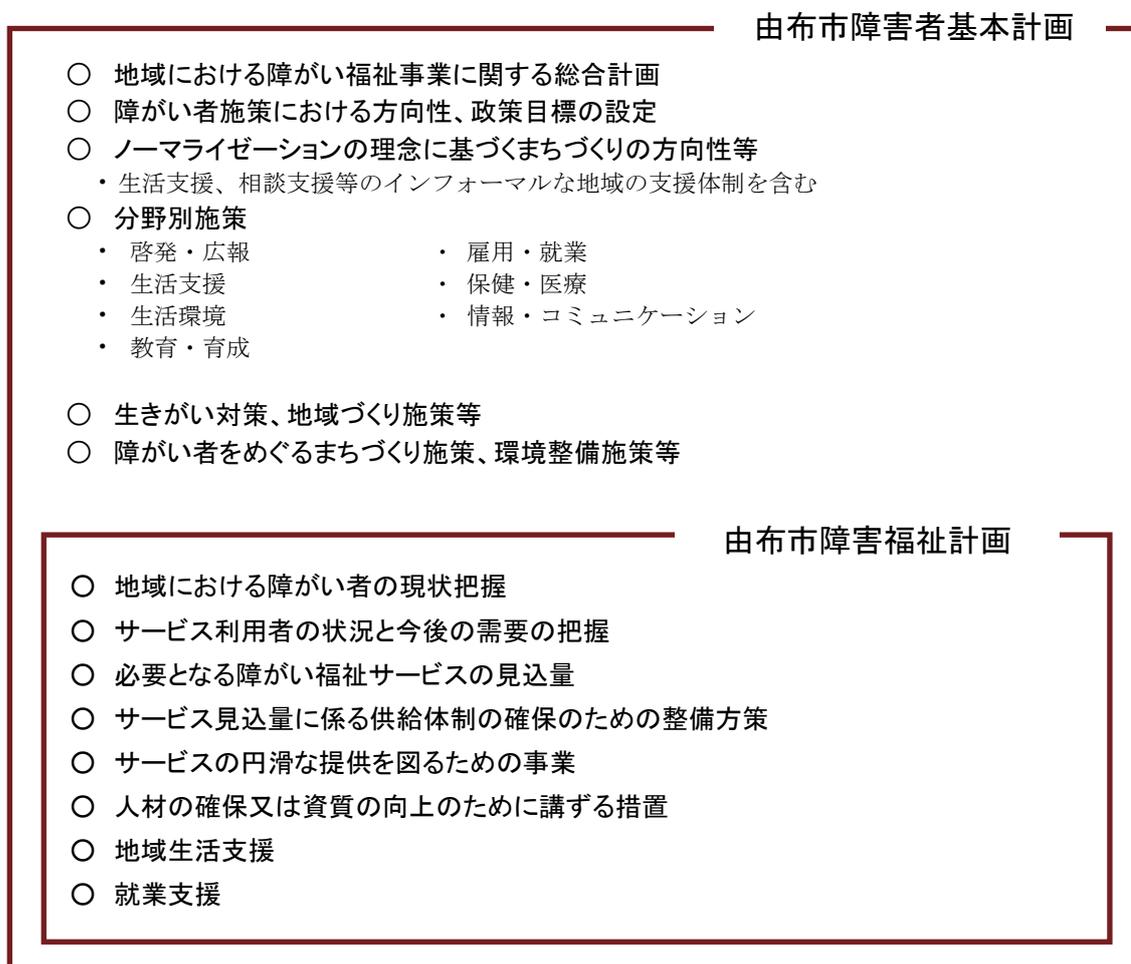
由布市障害者基本計画は、障害者基本法に基づく障がい者のための施策（保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発、広報等）に関する中長期の計画で、障がい者施策及び障がい者を取り巻く環境整備の長期指針となる計画です。

一方、由布市障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づき、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための障害福祉サービス、地域生活支援事業及び相談支援事業についての事業計画で、3年を1期として計画策定を行っています。

第1期由布市障害福祉計画の策定から3年が経過し、改定の時期を迎えたため、本年度末までに第2期由布市障害福祉計画の策定を行うこととなりました。

なお、由布市障害者基本計画と由布市障害福祉計画は、調和のとれたものとするため、連携をもって策定することより、由布市障害者基本計画の部分もあわせて改定し、「第2期由布市障害福祉計画及び障害者基本計画」とすることとしました。

図 由布市障害者基本計画と由布市障害福祉計画の位置づけ



2) 法的根拠

由布市障害者基本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく法定計画です。また、第9条第1項では、「政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。」とされています。

由布市障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条に基づく法定計画で、3年を1期としています。

障害者基本法第9条3項

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

障害者自立支援法第88条

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- 3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して策定されなければならない。
- 4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

2. 第2期計画における改定点等

本市では、平成19年3月に「由布市障害福祉計画及び障害者基本計画」を策定しました。第2期由布市障害福祉計画については、国の第2期障害福祉計画の指針を基に、平成18年4月より開始された障害福祉サービスの実施状況や障がい者の意向、事業所の動き等を勘案し、策定しています。

由布市障害者基本計画については、平成28年3月までの中長期計画ですが、計画策定以降、障がいのある児童や人に関するさまざまな法律等が制定あるいは改正されたことから、これらの動きを踏まえて修正を加えています。

1) 第2期由布市障害福祉計画の主な改定ポイントについて

第2期障害福祉計画の策定に際して、主な変更内容は以下のとおりです。

○障がい福祉圏域単位を標準としたサービス基盤整備の促進等に関する規定の追加

障がい者の地域移行等に対する取り組みが立ち後れている地域においては、市町村単位で基盤整備を行うよりも、障がい福祉圏域の単位でサービス供給体制の見通しを明らかにし、基盤整備を進めていくことが必要と考えられるため、由布市では、中部圏域（大分市、由布市、臼杵市、津久見市）において、平成23年度までのサービス見込量や事業所にかかる整備計画等を盛り込んだ中部圏域ビジョンを共同で作成します。

○障がい者の地域生活への移行の一層の促進に関する規定の追加

施設入所者数の7%以上削減の目標を踏まえ、新規入所者に対する考え方を明確化することとします。

また「精神障害者地域移行支援特別対策事業」での取り組みを、障害福祉計画上に位置づけるとともに、当該事業による退所者数の目標値及びそのために必要な指定障害福祉サービス等についても設定します。

○一般就労への移行支援の強化

障がい者の一般就労への移行を一層促進するため、障がい者等に対し一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図るとともに、県の工賃倍増5か年計画について障害福祉計画に位置づけます。また、官公需における受注機会の拡大について記載します。

○相談支援体制の充実・強化

相談支援体制の充実・強化のため、由布市地域自立支援協議会を、地域における相談支援事業の中核としての役割と、その具体的な機能やあり方について明記します。

○虐待防止に対する取り組みの強化

障がい者に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等、虐待防止に向けたシステム整備の取り組みについて記載します。

2) 第2期由布市障害者基本計画の主な改定ポイントについて

障害者基本計画は、中長期計画ですので、大幅な変更はありませんが、平成19年度に国の新たな「重点施策5カ年計画」が策定されたため、この指針に基づき、小幅な修正を行います。

また、平成19年12月に国連にて「障害者の権利に関する条約」が採択されたことに伴い、障がい者の虐待防止等の施策を含む「障がい者の権利及び尊厳の保護」の項目を新たに加えます。

3. 計画期間

由布市障害者基本計画の部分については、平成18年度から平成27年度末（平成28年3月）までの10カ年とし、必要に応じて見直しを行うこととしています。

由布市障害福祉計画については3年を1期とし、第2期目については、平成20年度から平成23年度までの計画とし、目標年度は平成23年度末とします。

第2章 計画の基本的考え方

1. 計画の目的

本市では、平成 19 年 3 月に平成 27 年度を目標とする「由布市障害者基本計画」、及び平成 20 年度を目標とする「障害福祉計画」を策定しました。この間、「障がいのある人もない人も、共に充実していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現」を基本目標に掲げ、保健、医療、福祉、教育、生活環境など広い分野にわたる障がい者に関する施策に総合的に取り組んできました。

計画策定以降、障がいのある児童や人に関するさまざまな法律等が制定あるいは改正され、障がい者施策は大きく変わってきています。計画策定後 3 年が経過し、障害福祉計画は改定の時期を迎えています。

「第 2 期由布市障害福祉計画及び障害者基本計画」は、これら計画を取り巻く背景等を踏まえ、第 1 期計画の方向性を踏襲しながら、新たな視点を加えた策定を行うものとします。

2. 基本方針

第 2 期計画においても、第 1 期計画の基本方針と同様、下記の 4 つの柱を基本方針とします。

- ・ **全ての市民が共に生活できる共生社会の実現**
- ・ **障がい者の社会的自立が可能な社会の実現**
- ・ **障がい者が利用しやすい福祉サービスの確立**
- ・ **障がい者が安心して生活できる地域社会の実現**

3. 基本理念

由布市では、本計画を下記の基本理念のもと基本方針に従って、計画の具現化を進めていきます。

**「障がいのある人もない人も、
共に充実していきいきとした人生を
送ることができる共生社会の実現」**

4. 計画策定の方法

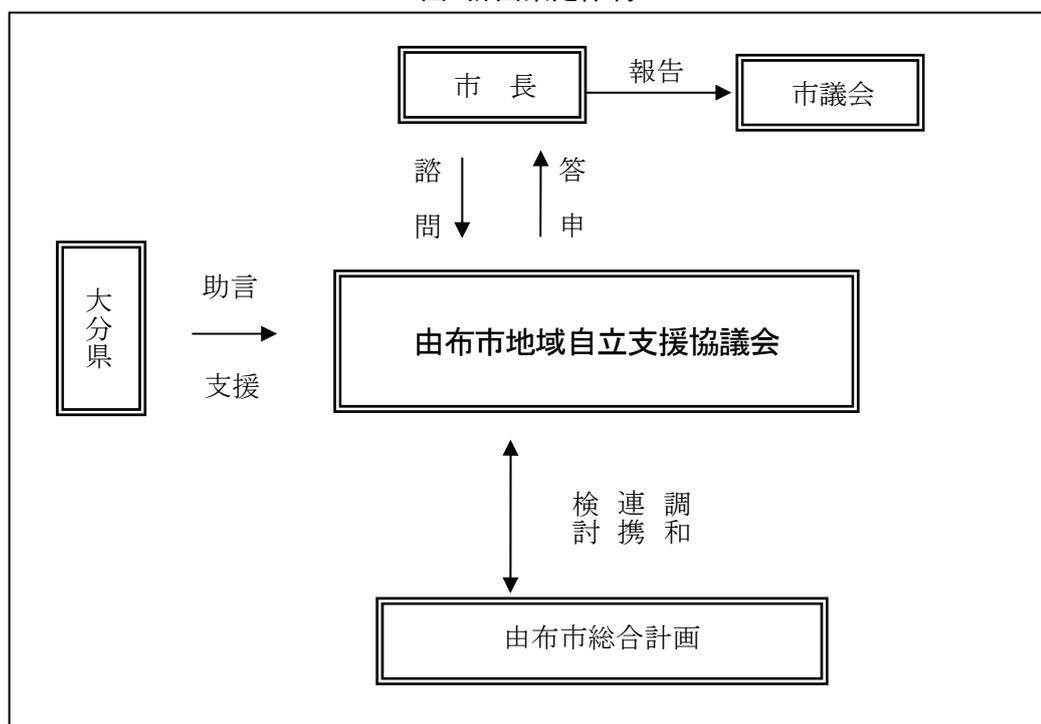
1) 策定体制

「由布市地域自立支援協議会」は、障がい者代表、学識経験者、医療・保健・福祉関係者等により構成されており、相談支援事業の実施をはじめ、定期的に計画の目標達成状況、事業の進捗状況についての点検評価を行う機関の役割についても担う機関です。

計画策定にあたっては、「由布市地域自立支援協議会」にて審議を進めてきました。

また、この審議の基礎資料として、障がい者意向調査や事業所アンケート調査を実施しました。

図 計画策定体制



2) 策定・審議経過

① 「障がい福祉に関するアンケート調査」の実施等

平成 20 年 8 月に本市の 65 歳未満の障がい者 904 名を対象とする「第 2 期由布市障害福祉計画策定に伴うアンケート調査」を実施しました。この調査により、障がい者の日常生活の状況や障がい福祉サービスの利用意向等を把握し、本計画づくりに反映させています。

② 策定委員会での審議

平成 20 年度において、3 回にわたり、由布市自立支援協議会を開催し、審議を行いました。

第3章 障がい者及び障がい施策の状況

1. 由布市の概況

1) 位置・地形・気候

本市は、大分県のほぼ中央に位置し、北部には由布岳、城ヶ岳、及び南部には花傘礼山、時山など標高の高い山岳が連なり、市の中央部を流れる大分川によって形成された扇状地とそこから東に開けた平野部からなっています。東は別府市と大分市、西は玖珠町と九重町、南は竹田市、北は宇佐市と別府市に接しています。平成17年10月1日、大分郡の3町が対等合併して発足し、温泉地として名高い由布院温泉を擁する観光都市である一方、大分市のベッドタウンとしての役割も併せ持っています。気候は、瀬戸内海式気候に属していますが、市の大部分が山岳丘陵地域であるために、内陸性の気候が強く、気温差が大きくなっています。

2) 人口・世帯

本市の人口は、平成18年以降、減少傾向にあり、平成20年は36,523人となっています。

また、平成20年の世帯数は14,762世帯で、増加傾向にあります。1世帯当たりの人員は年々減少し続け、平成20年には2.47人となり、核家族化の進行傾向にあります。

表 由布市の総人口及び世帯数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年
総人口(人)	36,640	36,612	36,523
世帯数(世帯)	14,419	14,558	14,762
世帯人員(人/世帯)	2.54	2.51	2.47

出典：H18年以降は住民基本台帳

3) 年代別人口の推移

年齢別人口をみると、「0～14歳」の年少人口は、微減傾向にあり、平成20年4月1日現在、12.9%を占める4,727人となっています。一方、高齢人口は増加傾向にあり、平成20年4月では、9,884人となっており、全体の27.1%を占めています。

表 由布市の年代別人口の推移

		0～14歳	15～64歳	65歳～	総計
平成18年 4月1日	(人)	4,750	22,286	9,604	36,640
	構成比(%)	13.0%	60.8%	26.2%	100.0%
平成19年 4月1日	(人)	4,719	22,114	9,779	36,612
	構成比(%)	12.9%	60.4%	26.7%	100.0%
平成20年 4月1日	(人)	4,727	21,912	9,884	36,523
	構成比(%)	12.9%	60.0%	27.1%	100.0%

出典：住民基本台帳

2. 障がい者の現況

1) 総人口に占める手帳所有者の割合

本市の総人口は、36,523人（平成20年4月1日現在、住民基本台帳）です。3障がいの手帳交付状況からみると、身体障がい者数が2,417人、知的障がい者数が169人、精神障がい者数が79人となっています。

平成18年からの障がい者数の推移をみると、身体障がい者数は平成18年の2,143人から平成20年の2,169人と微増状況にあります。知的障がい者数は、平成18年の155人から平成20年の169人と2年間で14人増加しています。精神障がい者数は平成18年の79人と変わっていません。

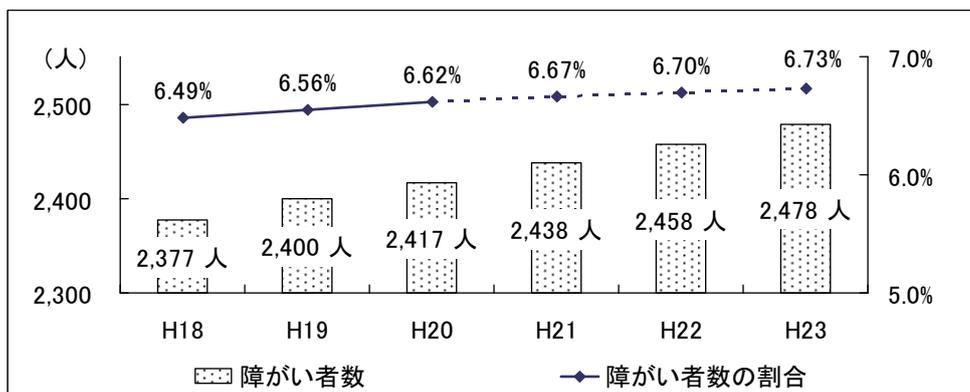
また、総人口に占める障がい者数の割合は、平成20年は6.62%で、この割合は、今後も微増傾向にあり、平成23年の障がい者数は、2,478人、対総人口比6.73%に達すると推計されます。

表 障がい者数(各手帳交付数)の推移

		H18	H19	H20	H23(推計値)
総人口(A)		36,640	36,612	36,523人	36,821人
障がい者数(B)		2,377人	2,400人	2,417人	2,478人
身体障がい者	数(C)	2,143人	2,156人	2,169人	2,208人
	率(C/A)	5.94%	5.89%	5.94%	6.00%
知的障がい者	数(D)	155人	162人	169人	190人
	率(D/A)	0.46%	0.44%	0.46%	0.52%
精神障がい者	数(E)	79人	82人	79人	80人
	率(E/A)	0.22%	0.22%	0.22%	0.22%
障がい者の割合(B/A)		6.50%	6.56%	6.62%	6.73%
増加数(障がい者数)		△57人	13人	13人	20人
対前年比(障がい者数)		△2.3%	1.0%	0.7%	0.8%

出典：総人口は住民基本台帳各4月1日現在、障がい者数は由布市調べ4月1日現在
総人口の推計は、コーホート要因法、障がい者の推計は一次回帰による推計

表 障がい者数(各手帳交付数)の推移



※H21年以降は推計値

2) 身体障がい者の状況

本市の身体障がい者数は増加傾向にあり、平成20年4月1日現在2,169人となっています。身体障がい者数を年齢別にみると「～17歳」30人、「18～64歳」508人、「65歳～」1,631人となり、「65歳～」の高齢者が最も多く全体の75.2%を占めています。

また、平成20年の身体障がい者数を障がい区分別にみると、肢体が1,197人と最も多く、全体の55.2%を占めています。さらに、平成17年からの障がい区分別の推移をみると、内部障がい者が増加傾向にあり、平成17年の23.6%から、平成20年には27.4%と全体の4分の1になっています。

次に、平成20年の身体障がい者数を障がい等級別にみても、重度障がい者（障がい等級表の1・2級に相当）が41.7%を占め、次いで中度（同3・4級に相当）が42.3%、軽度（同5・6級に相当）が16.0%となっています。平成17年からの推移をみると、重度障がい者の中でも1級の割合が増加している傾向にあります。

表 障がい区分別身体障害者手帳交付数の推移

		視覚	聴覚	音声	肢体	内部	その他	計
平成18年 4月1日	合計	136人	233人	27人	1,208人	539人	0人	2,143
		6.3%	10.9%	1.3%	56.4%	25.2%	0.0%	100.0% (100.0%)
	～17歳	2人	5人	0人	12人	7人	0人	26 (1.2%)
	18歳～	38人	29人	10人	307人	140人	0人	524 (24.5%)
平成19年 4月1日	合計	137人	223人	30人	1,196人	570人	0人	2,156
		6.4%	10.3%	1.4%	55.5%	26.4%	0.0%	100.0% (100.0%)
	～17歳	1人	6人	0人	13人	7人	0人	27 (1.3%)
	18歳～	30人	29人	8人	297人	147人	0人	511 (23.7%)
平成20年 4月1日	合計	129人	221人	28人	1,197人	594人	0人	2,169
		5.9%	10.2%	1.3%	55.2%	27.4%	0.0%	100.0% 100.0%
	～17歳	1人	7人	0人	15人	7人	0人	30 (1.4%)
	18～64歳	29人	29人	8人	298人	144人	0人	508 (23.4%)
	65歳～	99人	185人	20人	884人	443人	0人	1,631 (75.2%)

平成18年以降は 由布市調べ、平成17年は「福祉の現況」より

図 障がい区分別身体障害者手帳交付数の推移

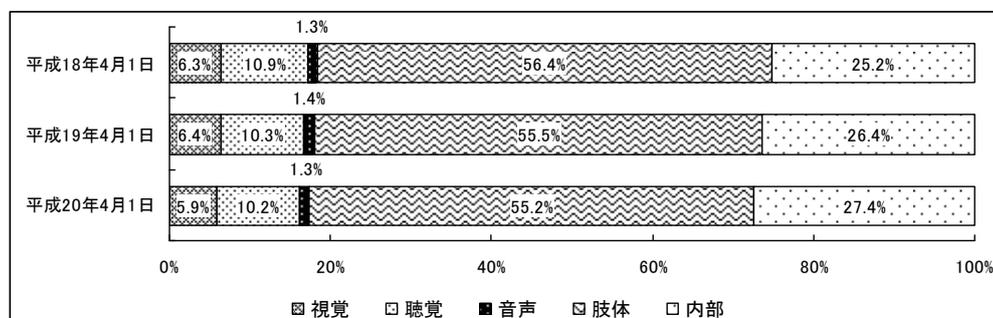


図 年齢別身体障害者手帳交付数の推移

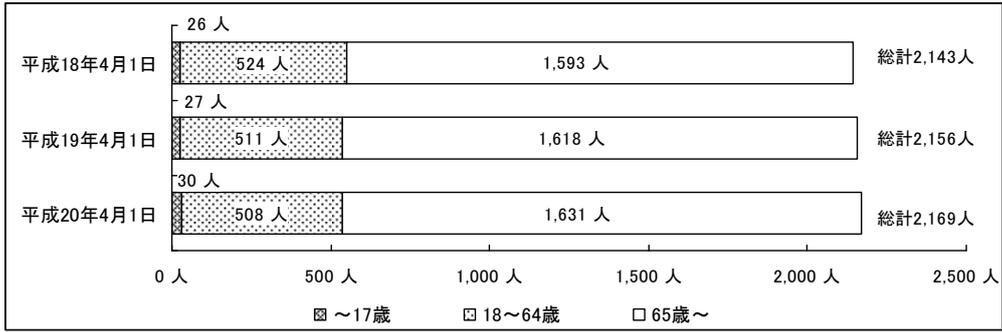
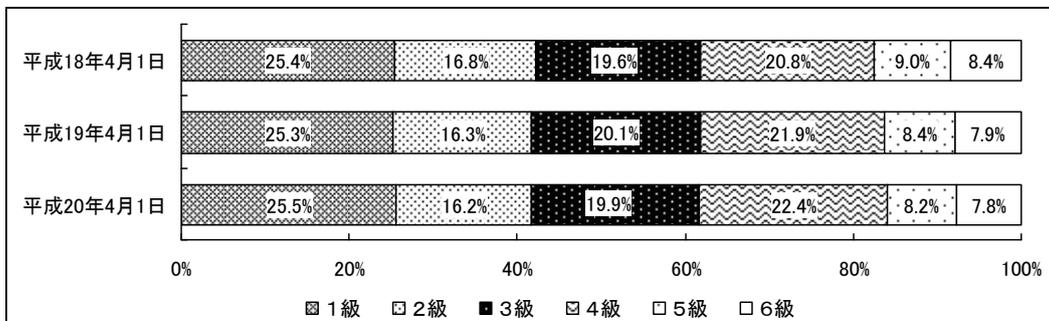


表 障がい等級別身体障害者手帳交付数の推移

調査年度	項目	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
		人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
平成18年 4月1日	合計	544人	359人	420人	446人	193人	181人	2,143人	
		25.4%	16.8%	19.6%	20.8%	9.0%	8.4%	100.0%	(100.0%)
	～17	12人	6人	5人	0人	0人	3人	26人	(1.2%)
	18～	155人	88人	99人	99人	56人	27人	524人	(24.5%)
平成19年 4月1日	合計	545人	352人	434人	472人	182人	171人	2,156人	
		25.3%	16.3%	20.1%	21.9%	8.4%	7.9%	100.0%	(100.0%)
	～17	13人	7人	5人	1人	0人	1人	27人	(1.3%)
	18～	154人	80人	96人	109人	47人	25人	511人	(23.7%)
平成20年 4月1日	合計	554人	351人	432人	485人	178人	169人	2,169人	
		25.5%	16.2%	19.9%	22.4%	8.2%	7.8%	100.0%	(100.0%)
	～17	15人	7人	4人	2人	0人	2人	30人	(1.4%)
	18～	151人	83人	92人	108人	47人	27人	508人	(23.4%)
	65歳	388人	261人	336人	375人	131人	140人	1,631人	(75.2%)

由布市調べ

図 障がい等級別身体障害者手帳交付数の推移



3) 知的障がい者の状況

本市の知的障がい者数は増加傾向にあり、平成20年4月1日現在169人となっています。知的障がい者数の推移を障がい程度別にみると、平成18年にはA判定が45.8%でしたが、平成20年には46.7%とわずかではありますが高齢者の占める割合が高くなっています。

また、知的障がい者数の推移を年齢別にみても「65歳以上」が平成18年の19人から平成20年の32人と増加しているのに対して、「18歳～64歳」は平成18年の111人から平成20年の99人と減少しています。

表 障がい程度別療育手帳交付数の推移

		A	B	計	
平成18年4月1日	合計	71	84	155	
		45.8%	54.2%	100.0%	(100.0%)
	～17歳	11	14	25	(16.1%)
	18歳～64歳	46	65	111	(71.6%)
平成19年4月1日	合計	70	92	162	
		43.2%	56.8%	100.0%	(100.0%)
	～17歳	14	19	33	(20.4%)
	18歳～64歳	39	61	100	(61.7%)
平成20年4月1日	合計	79	90	169	
		46.7%	53.3%	100.0%	(100.0%)
	～17歳	18	20	38	(22.5%)
	18歳～64歳	42	57	99	(58.6%)
	65歳～	19	13	32	(18.9%)

由布市調べ

図 障がい程度別療育手帳交付数の推移

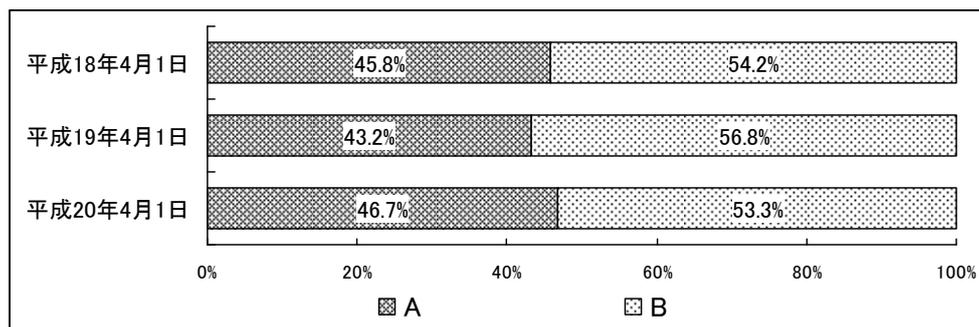
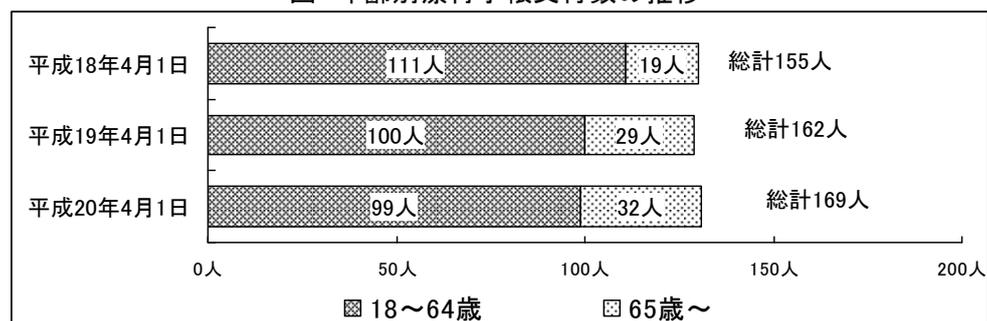


図 年齢別療育手帳交付数の推移



4) 精神障がい者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳交付者数は、平成18年以降、あまり増加しておらず、平成20年は、平成18年と同数の79人となっています。

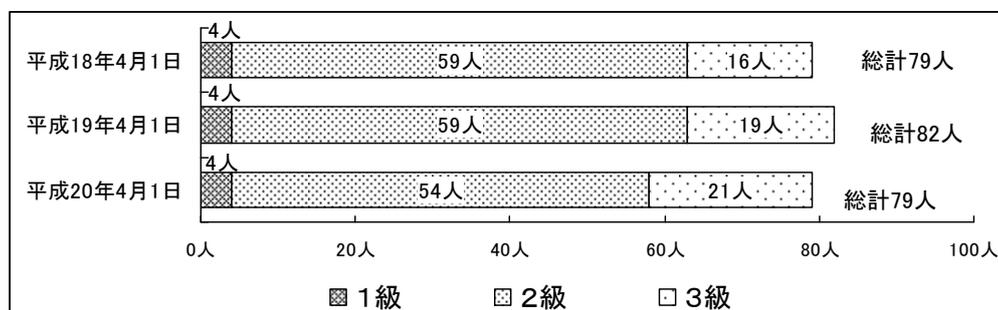
また、平成20年の精神障害者保健福祉手帳交付者数を等級別にみると、1級が5.1%、2級が68.4%、3級が26.6%となっており、2級の占める割合が高くなっています。

表 等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

	1級	2級	3級	総計
平成18年3月31日	4	59	16	79
	5.1%	74.7%	20.3%	100.0%
平成19年3月31日	4	59	19	82
	4.9%	72.0%	23.2%	100.0%
平成20年4月1日	4	54	21	79
	5.1%	68.4%	26.6%	100.0%

平成20年は由布市調べ、平成17年～19年は「保健所報」より

図 等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移



5) 障がい児の就学状況

本市の障がい児の就学状況（平成20年10月現在）は以下の通りとなっています。

表 由布市における手帳所持児童の就学状況(平成20年10月現在)

		幼稚・保育園	小学校	中学校	高等学校	計
身体障害者 手帳	視覚	0人	1人	0人	0人	1人
	聴覚	1人	3人	3人	0人	7人
	音声	0人	0人	0人	0人	0人
	肢体	3人	5人	6人	2人	16人
	内部	5人	2人	0人	0人	7人
療育手帳	A1	1人	2人	1人	1人	5人
	A2	4人	6人	7人	1人	18人
	B1	1人	6人	4人	2人	13人
	B2	0人	3人	2人	5人	10人
計		15人	28人	23人	11人	77人

由布市調べ

表 障がい児の就学状況（平成20年10月現在）

幼稚園	保育園	小学校 (特別支援教室)	中学校 (特別支援教室)	計
0人	4人	22人 (10人)	11人 (7人)	37人
養護学校				計
幼稚部	小学部	中学部	高等部	
0人	12人	20人	15人	47人

由布市調べ

表 専門職員の配置状況（平成20年10月現在）

LD等専門員	0人
特別支援教育コーディネーター	3人
特別支援教育主任	1人

由布市調べ

6) 障がい者の就業状況

平成 20 年度の大分県全体での民間事業所の障がい者実雇用率は 2.20%となっています。

由布市管轄である大分公共職業安定所においては、障がい者の就業状況は改善される傾向にあり、平成 19 年度には雇用義務企業数（従業員 56 人以上の企業）295 事業所のうち、国の定める法定雇用率（1.8%）を達成した企業が、平成 16 年度より 10.64 ポイント伸びた 172 事業所の 58.31%となっています。

また、平成 19 年度の障がい者実雇用率も平成 16 年の 1.51%から 0.33 ポイント増加した 1.84%となっており、国の定める法定雇用率（1.8%）を達成しています。

表 大分公共職業安定所(由布市管轄)における民間事業所の雇用状況

年度	常用労働者数(人)	障がい者数(人)	実雇用率(%)	雇用義務企業数	雇用率達成企業数	達成企業の割合(%)
16 年度	44,807	675	1.51%	279	133	47.67%
17 年度	44,776	735	1.64%	271	143	52.77%
18 年度	44,241	789	1.78%	270	153	56.67%
19 年度	47,929	880	1.84%	295	172	58.31%

由布市調べ

表 大分県内における民間事業所の雇用状況

年度	常用労働者数(人)	障がい者数(人)	実雇用率(%)	雇用義務企業数	雇用率達成企業数	達成企業の割合(%)
17 年度	83,988	1,737	2.07	558	310	55.6%
18 年度	85,624	1,830	2.14	569	329	57.8%
19 年度	91,565	1,974	2.16	602	364	60.5%
20 年度	93,396	2,053	2.20	589	369	62.6%

由布市調べ

7) 障がい者のスポーツ活動

平成 20 年 10 月に大分県下各地でチャレンジ大分大会が開催され、これまでも増して障がい者のスポーツ活動がさかんに行われています。由布市においても、各種スポーツ大会に積極的な参加がみられました。

表 平成 20 年度に開催されたスポーツ大会と参加者数

名称	参加状況
第8回全国障害者スポーツ大会「チャレンジ大分大会」	大分県代表として13名参加
第8回全国障害者スポーツ大会「チャレンジ大分大会」リハーサル大会	選手49名 ボランティア(施設職員・市職員)
大分県ゆうあいスポーツ大会	知的障がい者施設利用者
由布市障害者スポーツ大会	102名参加(ゲートボール、グランドゴルフ、ペタンク)

8) 障がい者福祉団体等の活動状況

現在、市内には3つの障がい者福祉団体等があります。ヒアリング調査の結果をまとめると、団体の活動目的や活動内容、抱えている課題等は以下の通りとなっています。

表 由布市の障害福祉団体等の概要

団体名	対象者	会員数	目的	主な活動	課題等
身体障害者福祉協議会	身体障がい者	1,145	障がい者福祉の増進	交流会、研修旅行 スポーツ行事	対象者の把握
手をつなぐ親の会	知的障がい者(児)とその保護者	20	知的障がい者の生活援助	研修会、親睦旅行	会員の拡大
さくら会	精神障がい者とその保護者	15	精神障がい者の交流・福祉向上	地域活動支援センター運営、相互支援、学習	会員の拡大

由布市調べ

3. 医療の状況

1) 自立支援医療の状況

これまでの障がいに係る公費負担医療が、平成 18 年 4 月より自立支援医療として手続きや負担の仕組み等を共通化して実施されています。

①更生医療・育成医療

障がいを軽減して日常生活能力、職業能力を回復・改善することを目的として行われる医療です。18 歳以上が更生医療、18 歳未満が育成医療の対象となります。由布市においては、平成 20 年度の利用者数が更生医療 21 人、育成医療 6 人となっています。

表 平成20年度更生医療受給者数表

種別	平成 20 年
視覚障がい	0
聴覚障がい	0
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい	0
肢体不自由	12
腎臓機能障がい	5
心臓機能障がい	4
小腸の機能障がい	0
免疫機能障がい	0
計	21 人

由布市調べ

表 平成20年度育成医療受給者数表

種別	平成 20 年
視覚障がい	1
聴覚障がい	0
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい	3
肢体不自由	0
腎臓機能障がい	0
心臓機能障がい	2
小腸の機能障がい	0
免疫機能障がい	0
計	6 人

由布市調べ

②精神通院医療

精神障がいを持ち、継続的に入院によらない精神通院医療を受ける人が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です。平成 20 年の申請者数は 322 人となっており、平成 18 年の約 2 倍となっています。うち「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」(133 人)、「気分(感情)障害」(106 人)の申請者が多くなっています。

表 精神通院医療申請者数

種別	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
症状性を含む器質性精神障害	9 人	7 人	12 人
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	2 人	6 人	8 人
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	67 人	124 人	133 人
気分(感情)障害	43 人	91 人	106 人
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	12 人	9 人	14 人
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	0 人	1 人	1 人
成人の人格及び行動の障害	2 人	5 人	5 人
精神遅滞	4 人	3 人	5 人
心理的発達の障害	2 人	2 人	4 人
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	0 人	2 人	1 人
特定不能の精神障害	0 人	0 人	0 人
てんかん	12 人	30 人	33 人
計	153 人	280 人	322 人

各年 10 月末値、由布市調べ

2) 難病患者の状況

難病とは、原因不明で、治療方法が確立していないなど治療が極めて困難で、病状も慢性に経過し後遺症を残して社会復帰が極度に困難もしくは不可能であり、医療費も高額で経済的な問題や介護等家庭的にも精神的にも負担の大きい疾病と定義されています。その中で、特定の疾病につき治療の確立や患者の負担軽減のために、医療費の公的負担制度があり、国、県が実施しています。

①特定疾患認定患者の状況

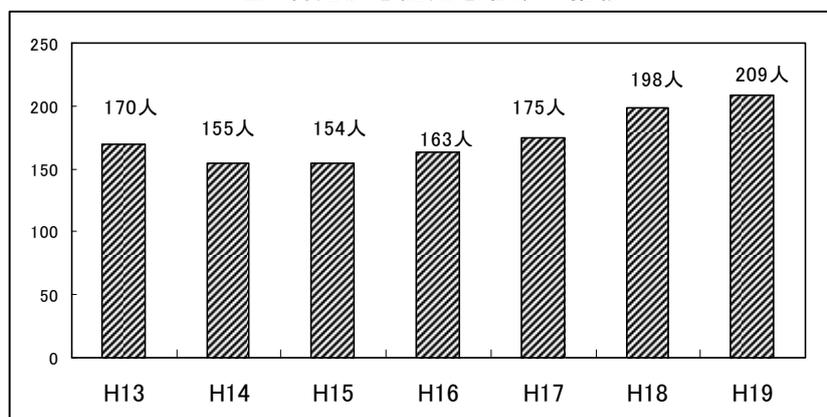
特定疾患治療研究事業では、45 疾患が対象となっており、由布市における平成 19 年度の認定患者数は 209 人となっています。認定患者数の推移をみると、平成 15 年度には 154 人と少なくなっているものの、その後増加し続けています。

表 平成 19 年度末現在の特定疾患受給者数の状況

疾病	人数	疾病	人数
1 ベーチェット病	3	24 モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	3
2 多発性硬化症	2	25 ウェゲナー肉芽腫症	1
3 重症筋無力症	4	26 突発性拡張型(うっ血型)心筋症	4
4 全身性エリテマトーデス	27	27 多系統萎縮症	5
5 スモン	-	28 表皮水泡症(接合部型及び栄養障害型)	-
6 再生不良性貧血	4	29 膿疱性乾癬	-
7 サルコイドーシス	12	30 広範脊柱管狭窄症	5
8 筋萎縮性側索硬化症	6	31 原発性胆汁性肝硬変	1
9 強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	9	32 重症急性膵炎	1
10 突発性血小板減少性紫斑病	10	33 突発性大腿骨頭壊死症	6
11 結筋性動脈周囲炎	1	34 混合性結合組織病	4
12 潰瘍性大腸炎	27	35 原発性免疫不全症候群	-
13 大動脈炎症候群	1	36 特発性間質性肺炎	2
14 ビュルガー病	3	37 網膜色素変性症	-
15 天疱瘡	1	38 プリオン病	-
16 脊髄小脳変性症	14	39 原発性肺高血圧症	-
17 クローン病	4	40 神経線維腫症	1
18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	-	41 亜急性硬化性全脳炎	-
19 悪性関節リウマチ	6	42 バッド・キアリ症候群	1
20 パーキンソン病関連疾患	30	43 特発性慢性肺血栓栓症(肺高血圧型)	-
21 アミロイドーシス	-	44 ライソゾーム病	-
22 後縦靭帯骨化症	11	45 副腎白質ジストロフィー	-
23 ハンチントン病	-	計	209

出典：平成 20 年度保健所報

図 特定疾患認定患者数の推移



出典：保健所報

②小児慢性特定疾患認定患者の状況

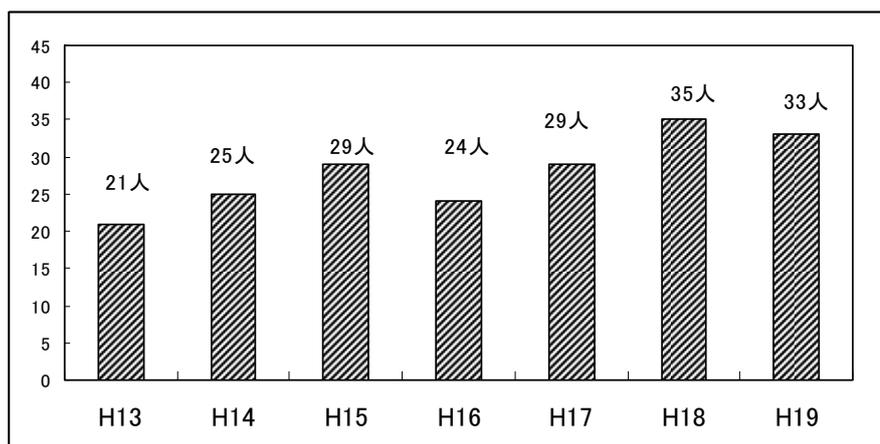
小児慢性特定疾患治療研究事業では、11疾患が対象となっており、由布市における平成19年度の認定患者数は33人となっています。認定患者数の推移をみると、平成16年度に24人と少なくなっているものの、その後、増加に戻り、平成18年度には35人と最も多くなっています。

表 平成19年度の小児慢性特定疾患認定患者の状況

疾患	人数
悪性新生物	5
慢性腎疾患	2
慢性呼吸器疾患	-
慢性心疾患	3
内分泌疾患	14
膠原病	4
糖尿病	1
先天性代謝異常	4
血友病等血液・免疫疾患	-
神経・筋疾患	-
慢性消化器疾患	-
計	33

出典：保健所報

図 小児慢性特定疾患認定患者数の推移



出典：保健所報

4. 障がい者関連施策と事業一覧

由布市の取り扱う障がい者（児）のための制度・事業は以下の通りとなっています。

1) 児童デイサービス事業

障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

2) 療養介護給付事業

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う事業です。

3) 障害者支援施設夜間ケア事業（施設入所支援）

施設に入所する障がい者に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う事業です。

4) 共同生活介護（ケアホーム）給付事業

共同生活の場と日常の介護を必要とする障がい者に対し、共同生活の場で入浴・排泄・食事の介護等を行う事業です。

5) 就労継続支援事業

一般企業での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。

6) 身体障害者施設支援事業

身体障がいのある人に対し、入所又は通所により施設での介護や医学的管理又は生活訓練や就労訓練等を行う事業です。

7) 知的障害者施設支援事業

知的障がいのある人に対し、入所又は通所により施設での介護や医学的管理又は生活訓練や就労訓練等を行う事業です。

8) 知的障害者通勤寮支援事業

就労している知的障がい者に、居室等を提供するとともに独立・自活に必要な助言や指導を行う事業です。

9) 生活訓練施設支援事業

入院の必要はないが日常生活を営むことが困難と見込まれる精神障がいのある人のための入所施設で、生活指導を受けながら、昼間は作業訓練等に通って自立促進を図ります。

10) 障害児施設支援事業

障害児施設支援事業には以下の3施設があります。

- ①肢体不自由児施設 上肢、下肢又は体幹に機能障がいのある児童のための施設（入所・通所）で、治療の外に自立に必要な知識、技能の提供を行います。
- ②重症心身障害児施設 重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を保護するための入所施設で、治療や日常生活の指導を行います。
- ③知的障害児施設 知的障がいのある児童を保護するための入所施設で、独立自活に必要な知識や技能の指導を行います。

11) コミュニケーション支援事業

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に対し、手話通訳者等を派遣し社会生活における意思疎通を支援する事業です。

12) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行い地域における自立生活及び社会参加を図る事業です。

13) 地域活動支援センター事業

通所により、障がい者へ創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促すことにより、自立した地域生活を推進する事業です。

14) 福祉ホーム事業

居住を求めている障がい者に、低額な料金で居室等を提供し、障がい者の地域生活を支援する事業です。

15) 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の就労等を支援する事業です。

16) 障害児保育対策促進事業

身体障害者手帳等を持つ児童を保育所で受け入れる事業です。（その際に専任保育士が1名配置されます。）

17) 補装具費支給・修理事業

身体障がい者（児）に対し、障がいを補うための用具の交付、修理を行うことにより、障がい者（児）の身体機能を補完・代替します。

18) 日常生活用具給付事業

重度障がい者（児）に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

19) 自立支援医療（更生・育成・精神通院医療）費支給事業

生活能力の向上や社会活動を促進するため、障がい除去又は軽減するための医療費の一部を支給する事業です。

20) 重度心身障がい者医療費給付事業

重度心身障がい児者に対し医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図ります。

21) 特別障害者手当給付事業

在宅の障がい者で、心身に重度の障がいを有するために日常生活に常時、特別の介護を要する人に手当の支給を行う事業です。

22) 障害児福祉手当給付事業

心身に重度の障がいを有するために日常生活に常時の介護を要する 20 歳未満の児童に手当の支給を行う事業です。

23) 特別児童扶養手当給付事業

心身に障がいを有する 20 歳未満の児童を養育している家庭への援助を行います。

24) 児童デイサービス利用促進事業

障がい児の早期療育を促進するために、児童デイサービスの利用者に対し支援金を支給し、障がい児及び障がい児の保護者に対する福祉の増進を図ります。

25) 更生訓練費給付事業

障がいにより就労支援又は自立訓練等の障害福祉サービスを利用している人に対し、更生のための訓練に要する費用を支給し、社会復帰の促進を図ります。

26) 自動車改造助成事業

身体障がい者に対し、自動車改造費用を一部助成することにより、就労活動や社会活動を支援し、地域生活での自立を図ります。

27) 自動車運転免許取得に要する経費の助成

身体障がいのある人の就労等、社会活動を容易にし、社会復帰の促進を図るため、運転免許の取得に要する経費の一部を助成します。

28) 在宅重度障がい者住宅改造助成事業

在宅の重度障がい者が直接利用する住宅の設備を、障がいに適するように改造する費用を助成し、日常生活の自立を支援する事業です。

29) 障がい者福祉券支給事業

由布市に1年以上居住し、障害者手帳を所持する人に地域商品券を支給し、障がい者の福祉の増進を図ります。

30) 相談支援事業

障がい者(児)及び介助者、家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行い、障がい者等の地域生活を支援する事業です。

31) 身体障害者巡回相談

身体障がいのある人に対し、地域ごとに巡回して医学的、心理的及び職能的判定などを行うとともに、その更生に必要な総合的相談、指導を行います。

32) 巡回療育相談

在宅の心身障がいのある児童に関するさまざまな相談に対応できるよう、医師、訓練士、保育士、相談員、判定員がチームをつくって県下の保健所などを巡回しながら保健師とともに家庭療育についての助言、指導を行います。

33) 相談員制度

県の委嘱により、身体障害者相談員・知的障害者相談員が、障がい者に対するいろいろな相談に応じ、助言を行います。

34) 療育相談事業(親子教室)

母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進を図り、心身ともに健やかに育つことを目的とし健診、訪問、相談を行います。

35) 地域総合相談支援事業

合併周辺地域の高齢者相談機関が、高齢者・障がい者・子育て世帯含めた総合相談業務を行うことにより地域住民のニーズや不安にワンストップで対応し、安心して暮らせる地域を実現します。

36) 障がい者に対する公的年金

障害基礎年金・障害厚生年金等。

37) 心身障害者扶養共済制度

障がいのある人を扶養している保護者が加入し、保護者に万一のことがあったときに、障がいのある人に対して終身一定額の年金が支給される制度です。

38) 各種税の軽減

障がいのある人の家庭の生活を支えるために、各種税の特例があります。
所得税・住民税・自動車税等の軽減。

39) 運賃等の各種割引制度

障がいのある人の家庭の生活を支えるために、各種運賃割引等の特例があります。
有料道路通行料金の割引・NHK 放送受信料の減免等。

40) 地域自立支援協議会

心身障がい者に対する福祉サービスの中立・公平の確保、障がい者を支える地域関係機関のネットワーク構築を行っていくための協議会です。

41) 身体障害者福祉協議会

地域で暮らす身体障がい者に対して、社会参加の助言や支援を行い、身体障がい者の社会参加や福祉増進を図ります。

42) 手をつなぐ親の会

知的障がい児者の保護者の会。知的障がい児者及びその家族に対して助言や支援を行い、知的障がい児者の社会参加や地域理解の促進を図ります。

5. 障害福祉サービスの実施状況

由布市における障害福祉サービスの実施状況は、第7章に平成21年度以降の見込み量とあわせて掲載しています。

6. 現況からの課題

1) 障がい者数、難病患者数の増加

全国的な傾向と同様に、由布市においても障がい者数は増加傾向にあります。

難病患者数についても平成 19 年度にかけては増加傾向にあります。このため、障がいの発生予防や早期の発見と対応のために、さまざまな観点からの取り組みが求められます。

また、障がい者や難病患者の伸びに伴い、必要となる障害福祉サービスの充実をさらに進めていく必要があるほか、手帳新規取得者や希望者への有効的な情報提供、各種医療給付制度の広報活動等を行っていく必要があります。

2) 発達障がいのある人への対応

現在、自閉症や注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）などの発達障がいを持つ人については、身体障害者手帳などのような手帳制度がないため、数の把握が困難な状態にあります。しかし、今後、平成 17 年 4 月に施行された「発達障害者支援法」により、さまざまな国の施策が展開されつつあります。

由布市においても各小中学校に特別支援教育コーディネーターが配置され、軽度発達障がい児への対応が始められています。

第4章 障がい福祉に関するアンケート調査の概要

1. 調査の概要

1) 調査方法の目的

①調査の目的

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が同じ法律のもとで、障がい福祉サービスの利用が可能となりました。

新しい障害福祉サービス体系の施行後、3 年が経過した状況のもと、「第 2 期由布市障害福祉計画及び障害者基本計画」の策定に向け、福祉サービス利用の意向や生活の状況、意見、要望などについて、利用者に意向をうかがい、計画に反映するための基礎資料とするために調査を実施しました。

②調査方法

郵送配布、郵送回収

③調査時期

平成 20 年 8 月 12 日～平成 20 年 8 月 29 日

④調査の対象

- ・対象者 : 身体障害者手帳所持者
療育手帳所持者
精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援（精神通院）医療の利用者
- ・抽出方法 : 全数（65 歳未満）

⑤回収状況

- ・回収数 : 435 部
- ・回収率 : 48.1%

⑥集計対象者数

区分	発送数	調査対象数（回収分）
身体	513	265
療育	157	99
精神	234	92
不明	—	9
合計	904	465

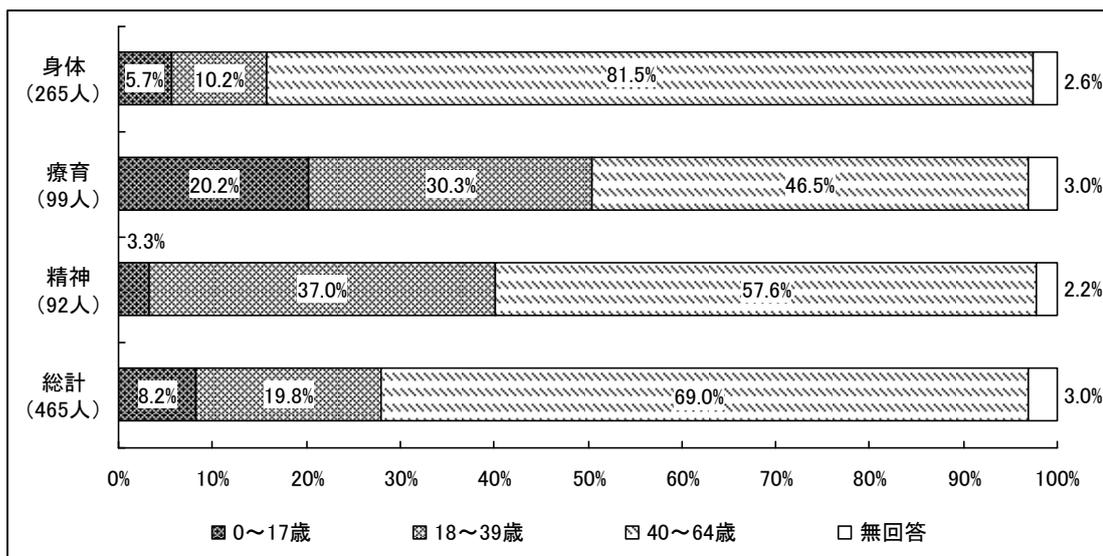
※ 複数の手帳を所有している人は、それぞれの手帳所有者数に計上しているため、合計は全回収数を上回る。

2. 調査結果の概要

1) アンケート回答者の状況

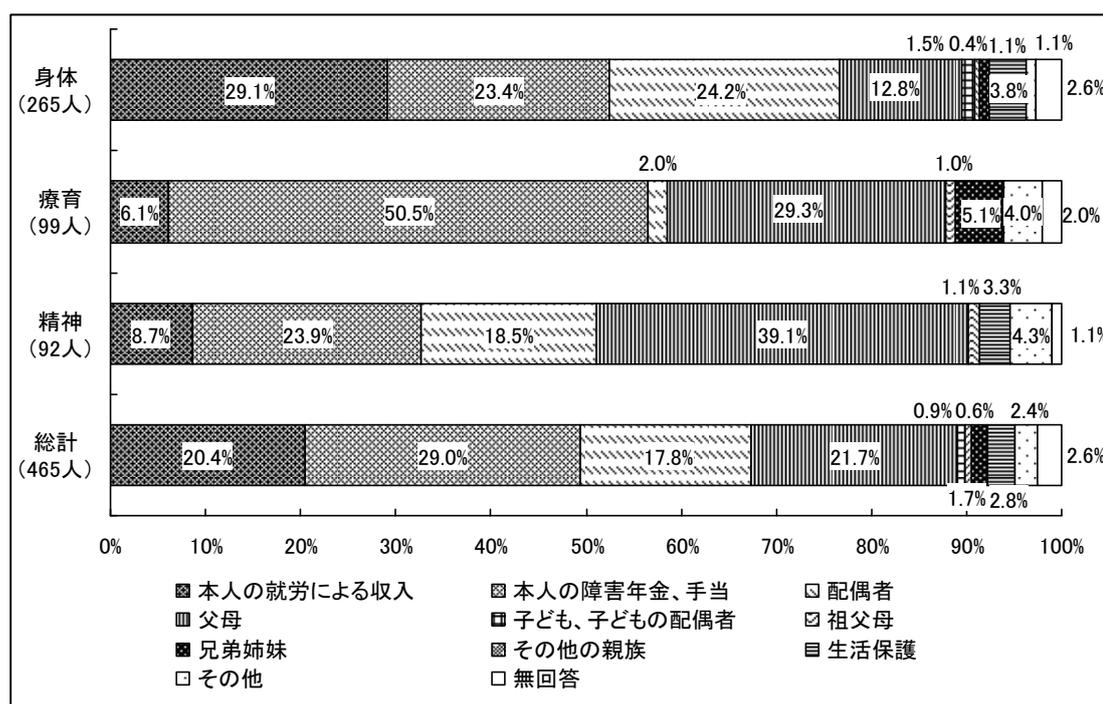
①回答者の年齢

宛名の本人の年齢をみると、身体では「40～64歳」(81.5%)が約8割、続いて、「18～39歳」(10.2%)、「0～17歳」(5.7%)となっています。療育では「40～64歳」(46.5%)が半数近くを占め、続いて「18～39歳」(30.3%)、「0～17歳」(20.2%)でした。精神では「40～64歳」(57.6%)が6割近くを占めています。



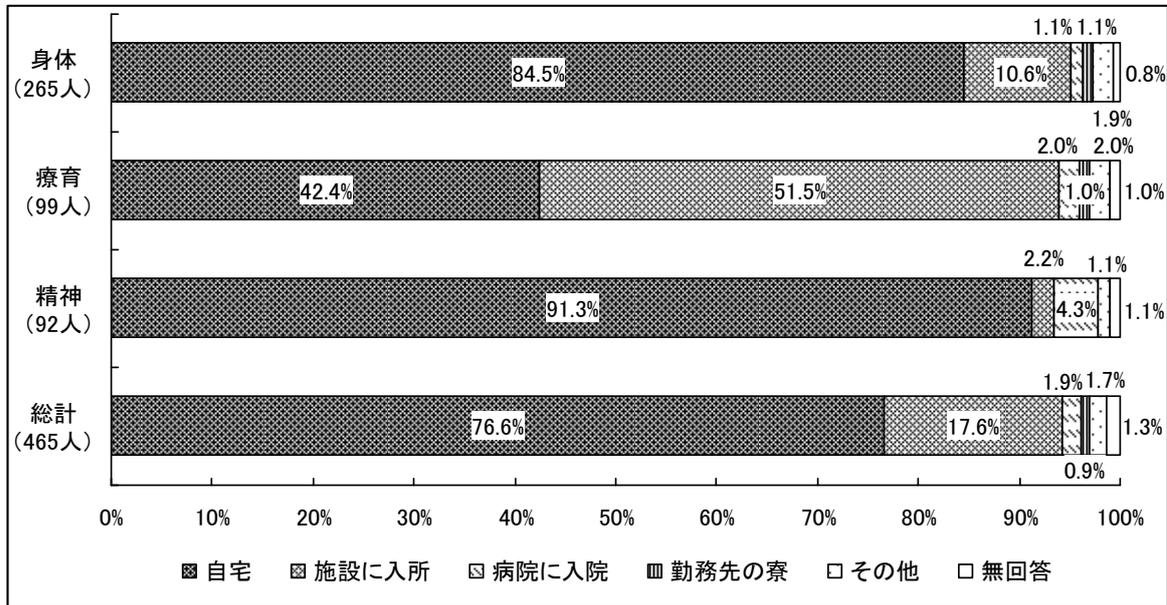
②主な生活費

生活費の主な収入は、身体では「本人の就労による収入」(29.1%)が最も多く、次に「配偶者」(24.2%)「本人の障害年金、手当」(23.4%)となっています。療育は「本人の障害年金、手当」(50.5%)が半数を占めており、次に「父母」(29.3%)が続いています。精神は「父母」(39.1%)、「本人の障害年金、手当」(23.9%)の順となっています。



③生活の場所

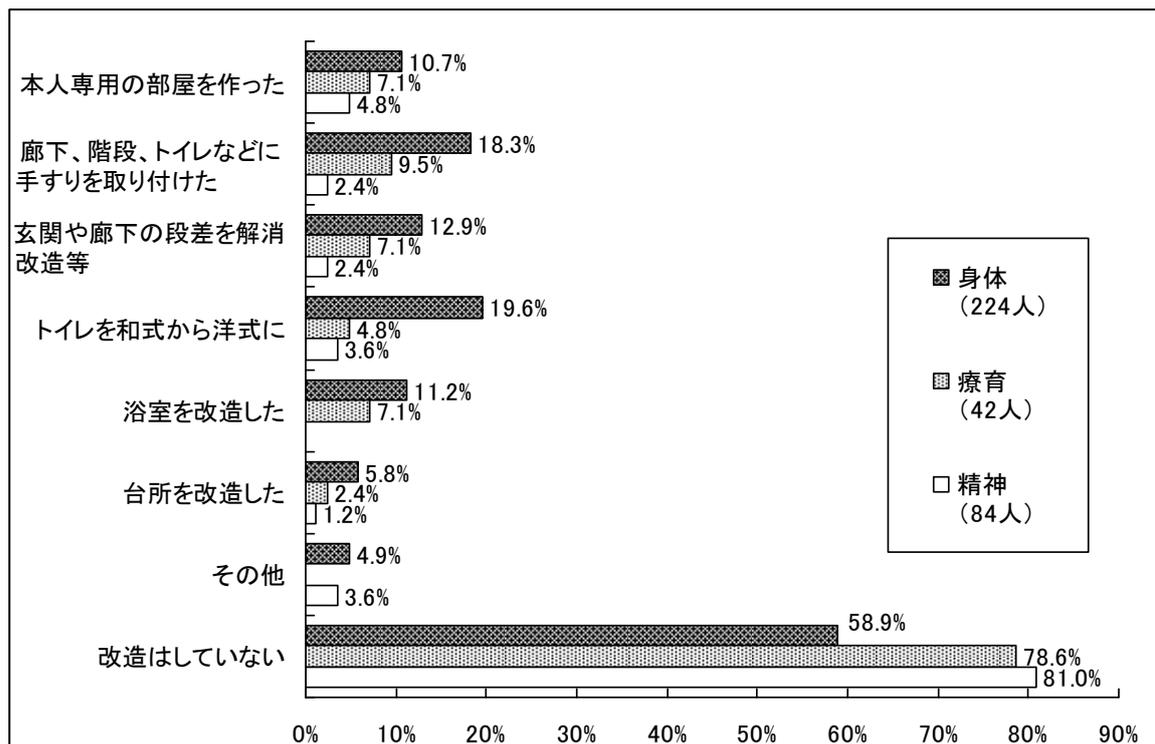
「自宅」と答えた人が、身体（84.5%）、精神（91.3%）、ともに9割近く占めました。療育では「施設に入所」（51.5%）、「自宅」（42.4%）が約半々となっています。



④自宅の改造状況

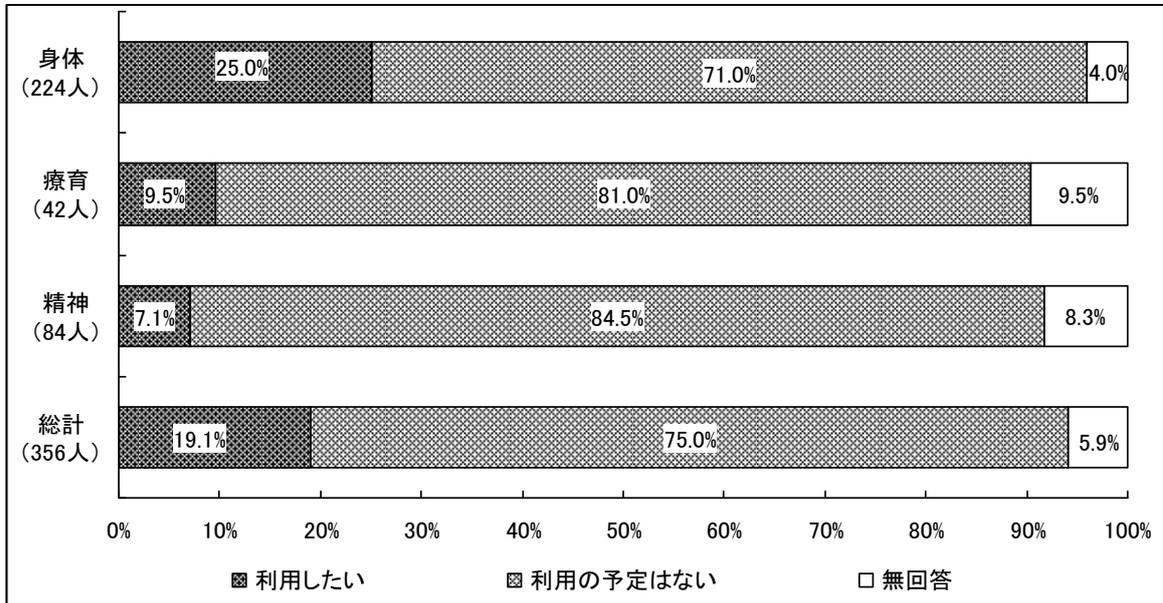
自宅の方に障がいに合わせて住まいの改造をしたか聞いたところ、身体で58.9%、療育で78.6%、精神で81.0%の方が「改造はしていない」と答え、療育、精神で改造をしている方は少ない結果となっています。

改造をした内容は、身体で「トイレを和式から洋式に」、「廊下、階段、トイレなどに手すりを取り付けた」、「玄関や廊下の段差を解消する改造等」が多くみられました。



⑤住宅改修制度の利用意向

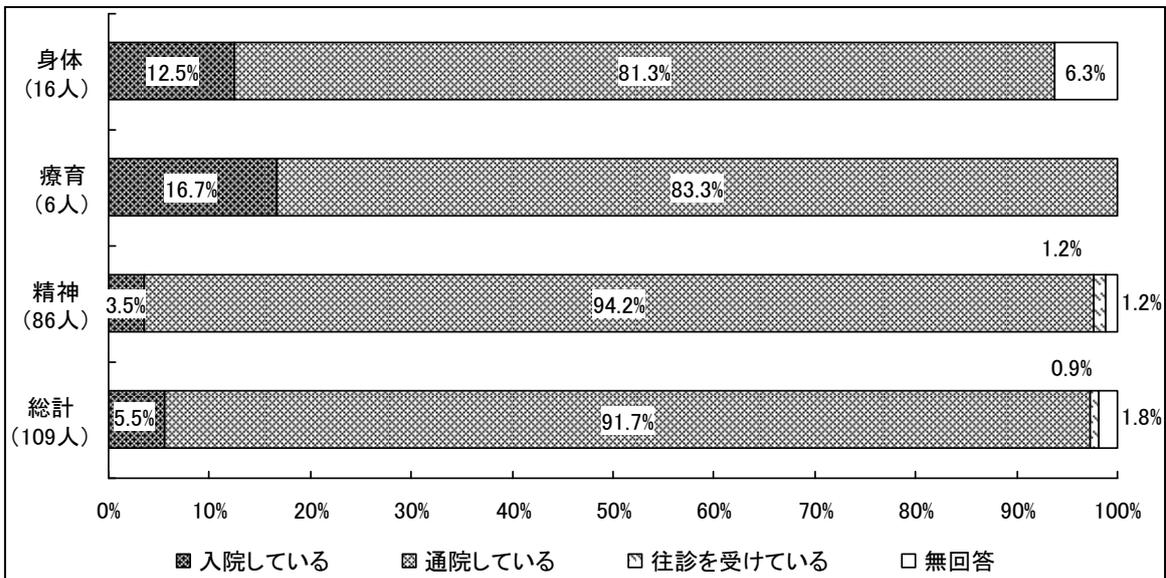
住宅改修制度の利用についての意向をみると、身体で25.0%の方が「利用したい」と答えています。精神(9.5%)、療育(7.1%)で「利用したい」方は1割を切っています。



⑥自立支援法による医療の受診状況

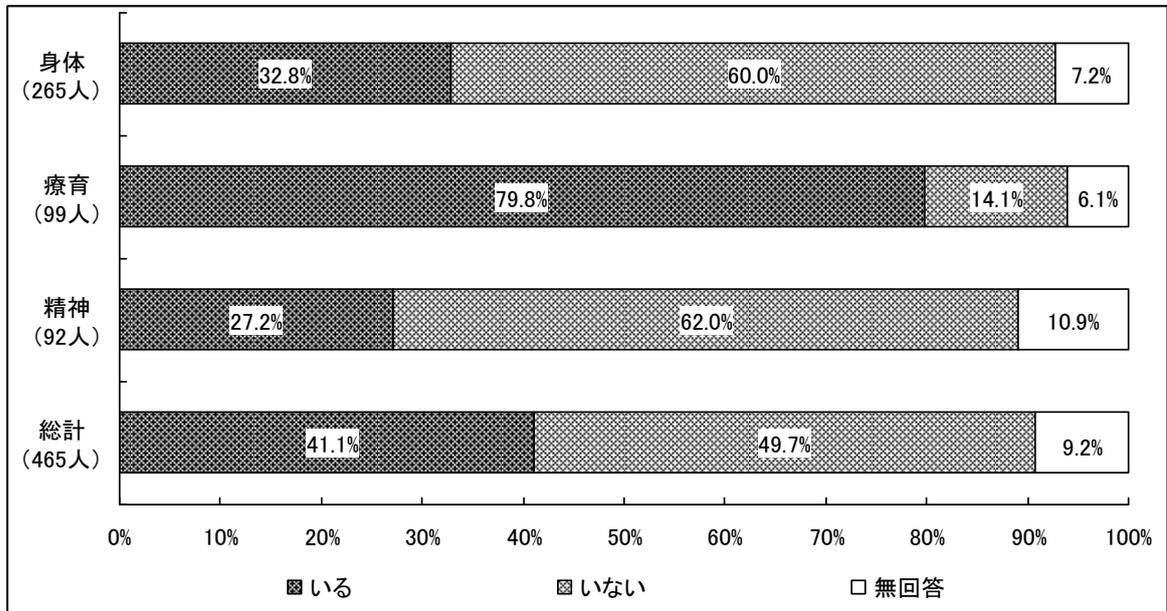
自立支援法による医療の受診状況は、「通院している」方が多く、身体(81.3%)、療育(83.3%)、精神(94.2%)ともに8割~9割を占めました。「入院している」方は療育が16.7%で最も多く、身体は12.5%、精神は3.5%となっています。

また、自立支援法による医療を受けている方の受診期間・回数をみると、「入院している」方の平均は、身体が3.5カ月、療育が56カ月、精神が43カ月となっています。「通院している」方の平均は、身体が月2.0回、療育が月1.0回、精神が月2.2回となり、「往診を受けている」方は精神1名のみでした。



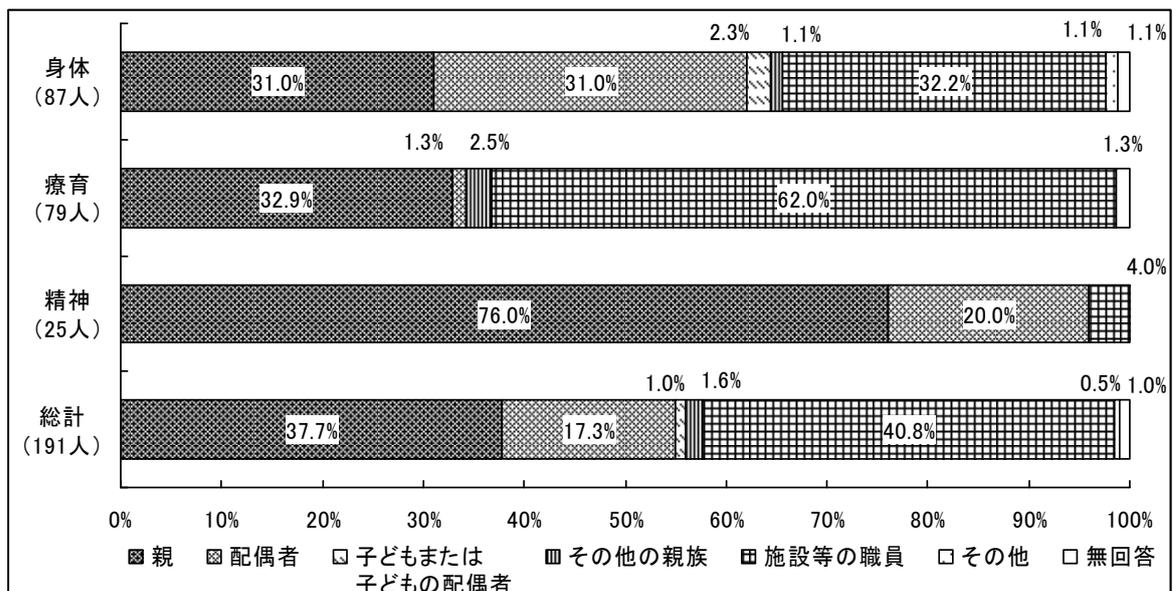
⑦日常生活の介助者

「(介助者が) いる」、「(介助者が) いない」という回答を比較してみると、身体は「いる」が32.8%に対して「いない」が60.0%、療育は「いる」が79.8%に対して「いない」が14.1%、精神は「いる」が27.2%に対して「いない」が62.0%という結果となっています。



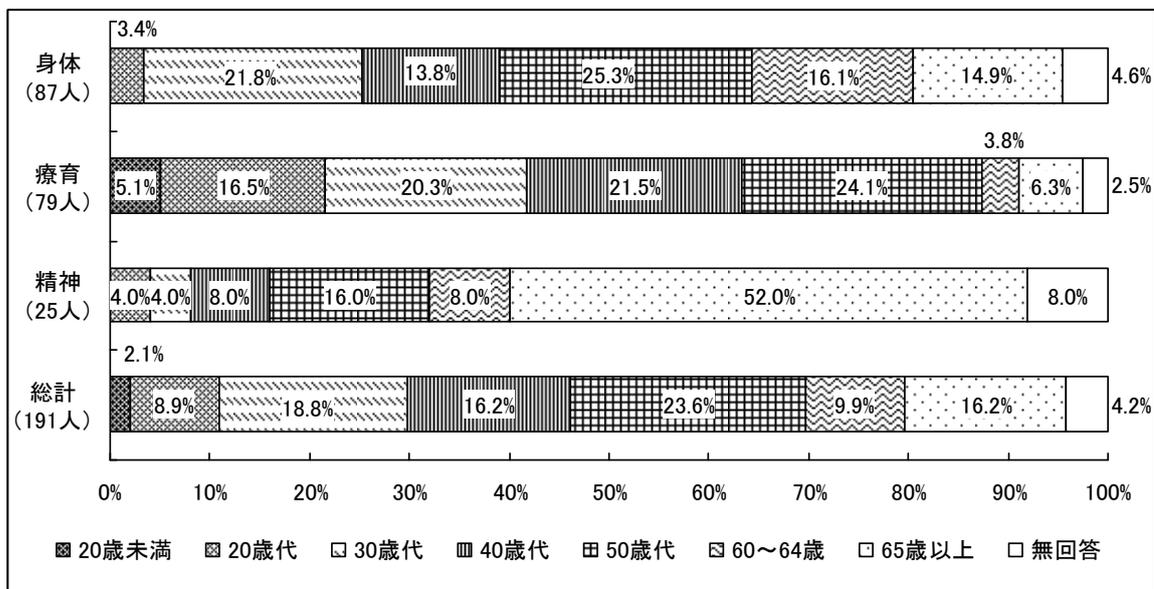
⑧主な介助者

日常生活において介助者がいると答えた方に主な介護者を聞いたところ、身体では「親」(31.0%)、「配偶者」(31.0%)、「施設の職員」(32.2%)がほぼ同率で多くなっています。療育では「施設等の職員」(62.0%)が約6割を占め、以下「親」(32.9%)、「その他の親族」(2.5%)となっています。精神は「親」(76.0%)が最も多く7割を超え、次に「配偶者」(20.0%)という結果になりました。



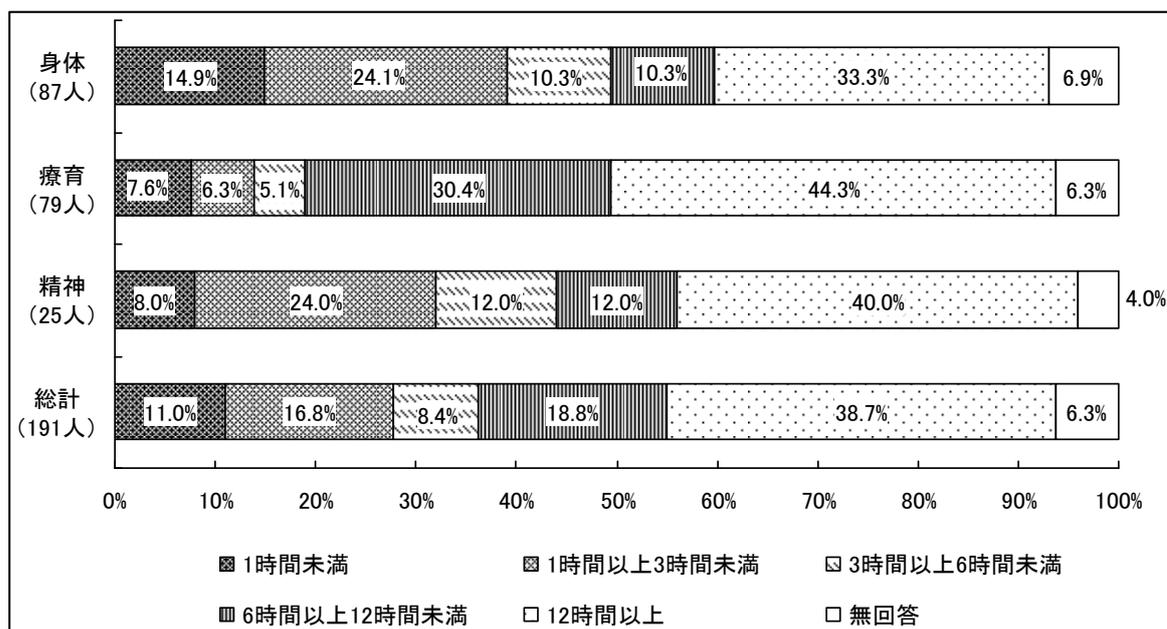
⑨ 主な介助者の年齢

主な介護者の年齢は、身体では 30 歳以上の各年代が回答の 1～2 割を占める結果となっています。療育では「50 歳代」(24.1%)、「40 歳代」(21.5%)、「30 歳代」(20.3%) が 20% 台で続き、次に「20 歳代」が 16.5% となっています。精神は「65 歳以上」(52.0%) が半数を占め、次に「50 歳代」(16.0%) という結果でした。



⑩ 主な介助者の介助時間

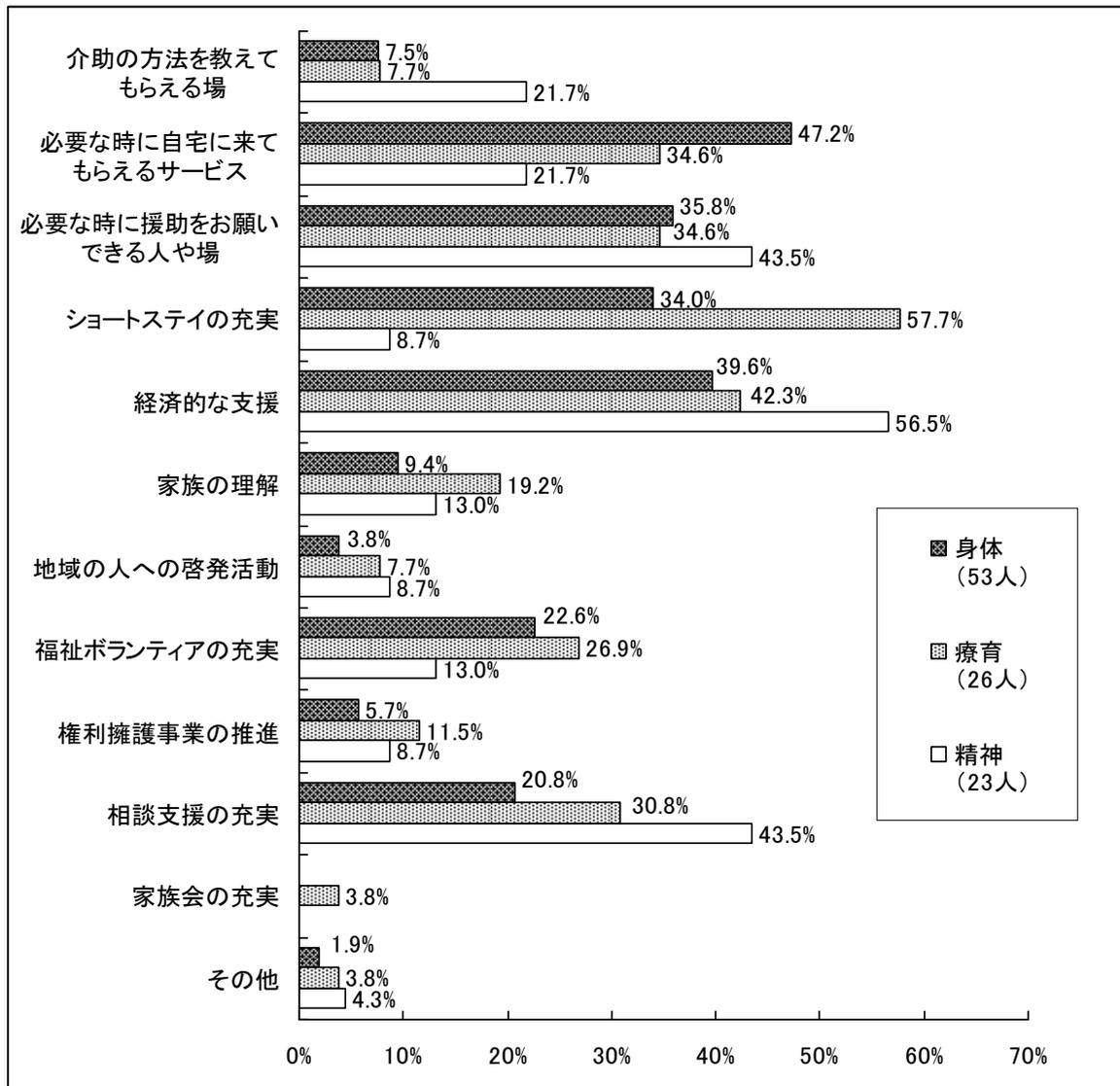
主な介護者の介助時間は、身体、療育、精神ともに「12 時間以上」(身体 33.3%、療育 44.3%、精神 40.0%) の方が最も多く 3～4 割を占めています。次に多いのは、身体、精神では「1 時間以上 3 時間未満」(身体 24.1%、精神 24.0%)、療育では「6 時間以上 12 時間未満」(30.4%) となっています。



⑪介助上の悩みを解決するために必要なこと

介助上の悩みを解決するために必要なことについて、身体(53人)の回答をみると、「必要な時に自宅に来てもらえるサービス」が47.2%と最も多く、続いて「経済的な支援」(39.6%)、「必要な時に援助をお願いできる人や場」(35.8%)となっています。療育(26人)の回答は、「ショートステイの充実」(57.7%)が6割近くあり、続いて「経済的な支援」が42.3%、「必要な時に自宅に来てもらえるサービス」、「必要な時に援助をお願いできる人や場」がそれぞれ34.6%でした。

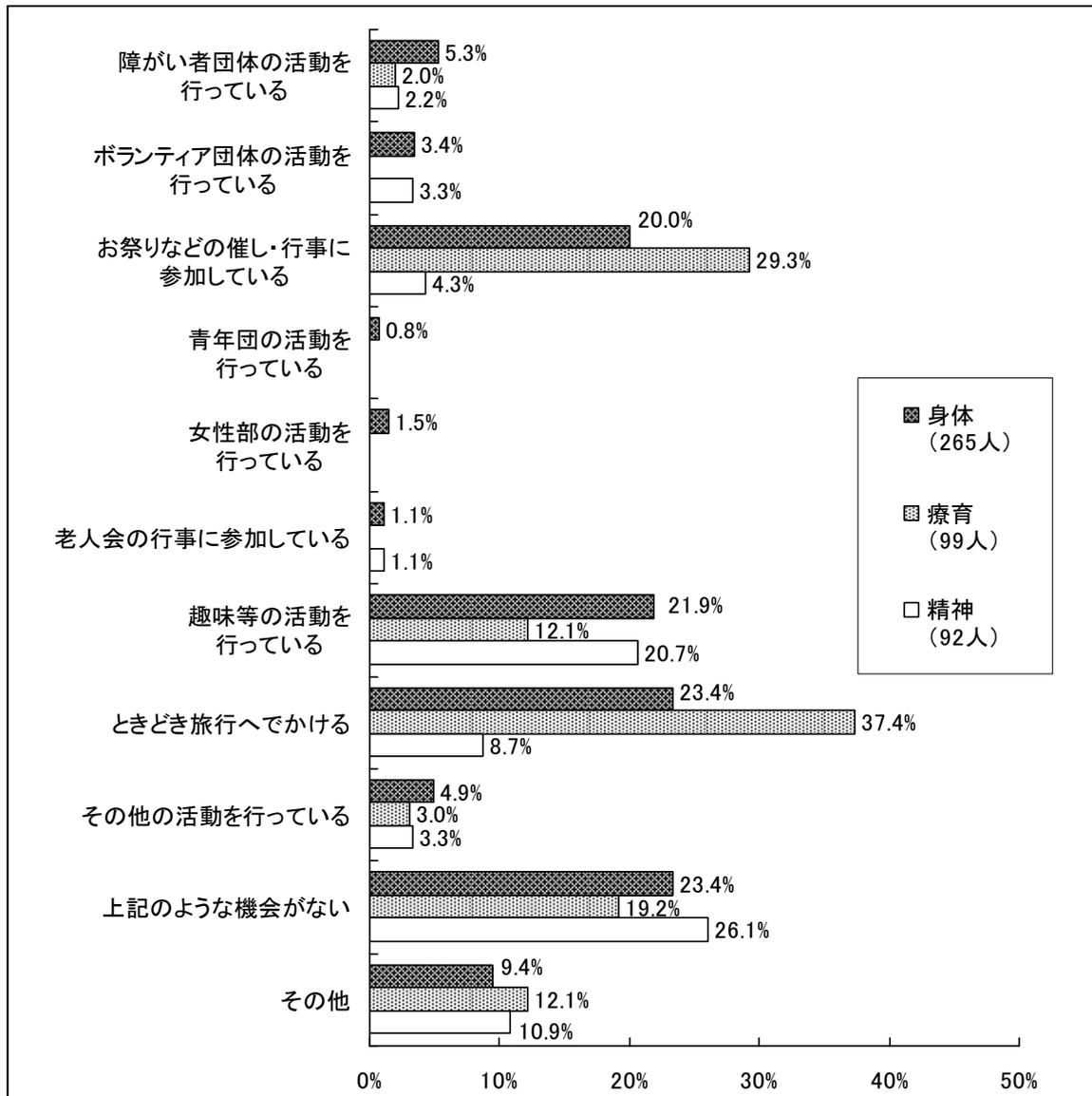
また、精神(23人)の回答は、「経済的な支援」が最も多く56.5%で、続いて「必要な時に援助をお願いできる人や場」、「相談支援の充実」がそれぞれ43.5%となっています。



⑫日常生活や地域活動

日常生活や地域活動について聞いたところ、療育では「ときどき旅行へでかける」(37.4%)、「お祭りなどの催し・行事に参加している」(29.3%)が多くなっています。

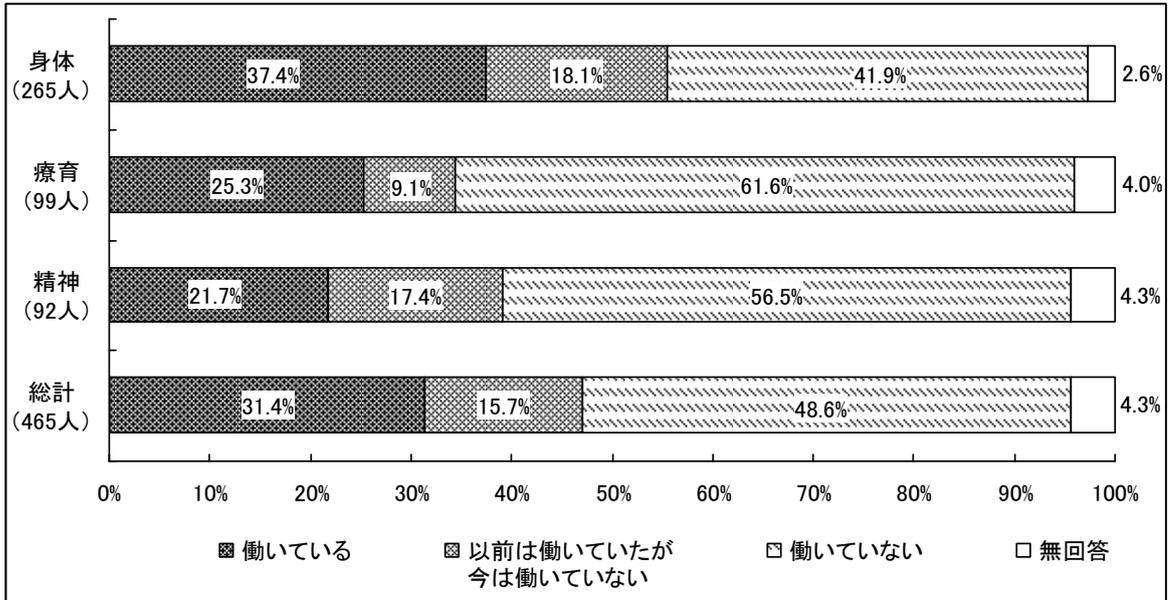
身体では「ときどき旅行へでかける」(23.4%)、「趣味等の活動を行っている」(21.9%)、「お祭りなどの催し・行事に参加している」(20.0%)が多く、精神では「趣味等の活動を行っている」(20.7%)が多くありましたが、「活動に参加する機会がない」と答えた方も多くあり、身体、療育、精神でそれぞれ23.4%、19.2%、26.1%を占めています。



⑬就労状況

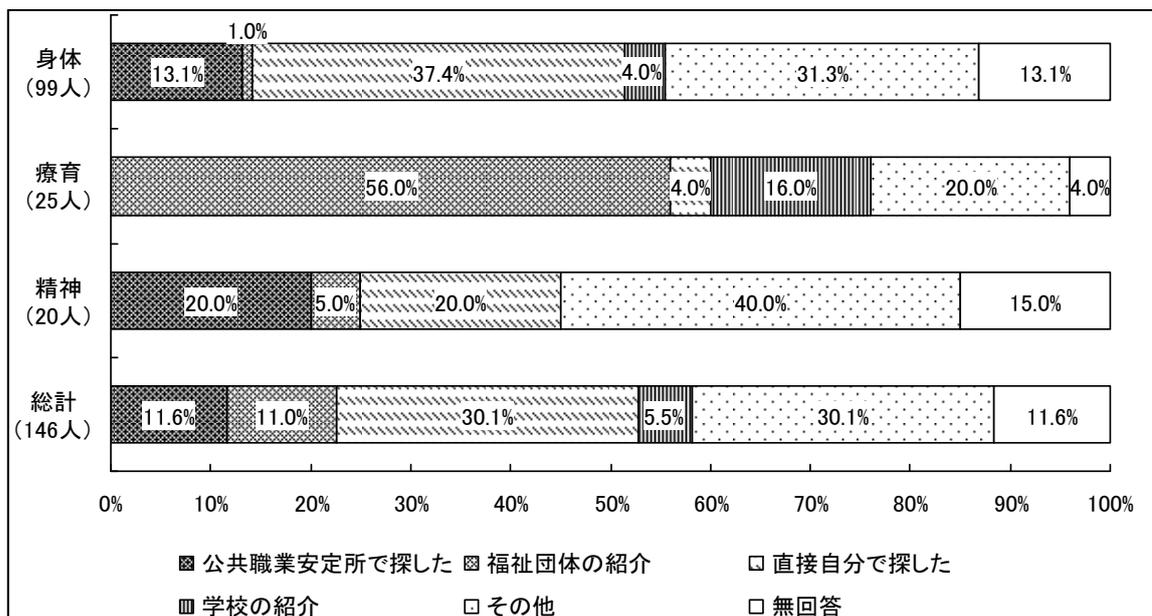
現在の就労状況は、「働いている」方は身体 37.4%、療育 25.3%、精神 21.7%となっており、身体では 4 割近くの方が働いている状況にあります。「以前は働いていたが今は働いていない」と回答した方は身体で 18.1%、療育で 9.1%、精神で 17.4%みられました。

また、「働いていない」方は療育が最も多く (61.6%)、続いて、精神 (56.5%)、身体 (41.9%) となっています。



⑭求職方法

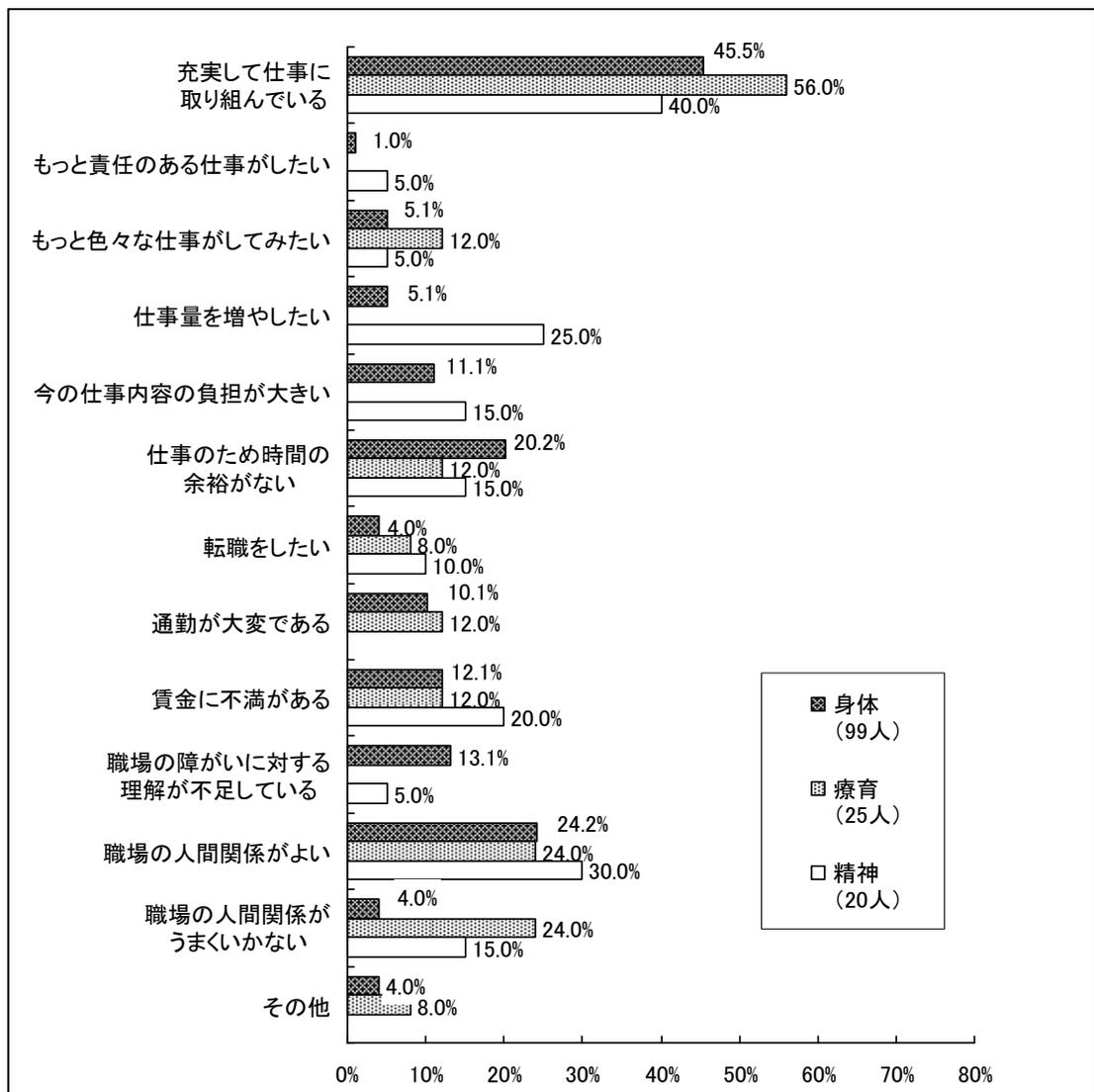
「働いている」と答えた方にどのような方法で仕事を見つけたか聞いたところ、身体では「直接自分で探した」(37.4%)と答える方が多く、療育では「福祉団体の紹介」(56.0%)が多くなっています。また、精神では「その他」の回答が 4 割を占め、「公共職業安定所で探した」「直接自分で探した」がそれぞれ 2 割で続いています。



⑮就労者の仕事や職場の状況

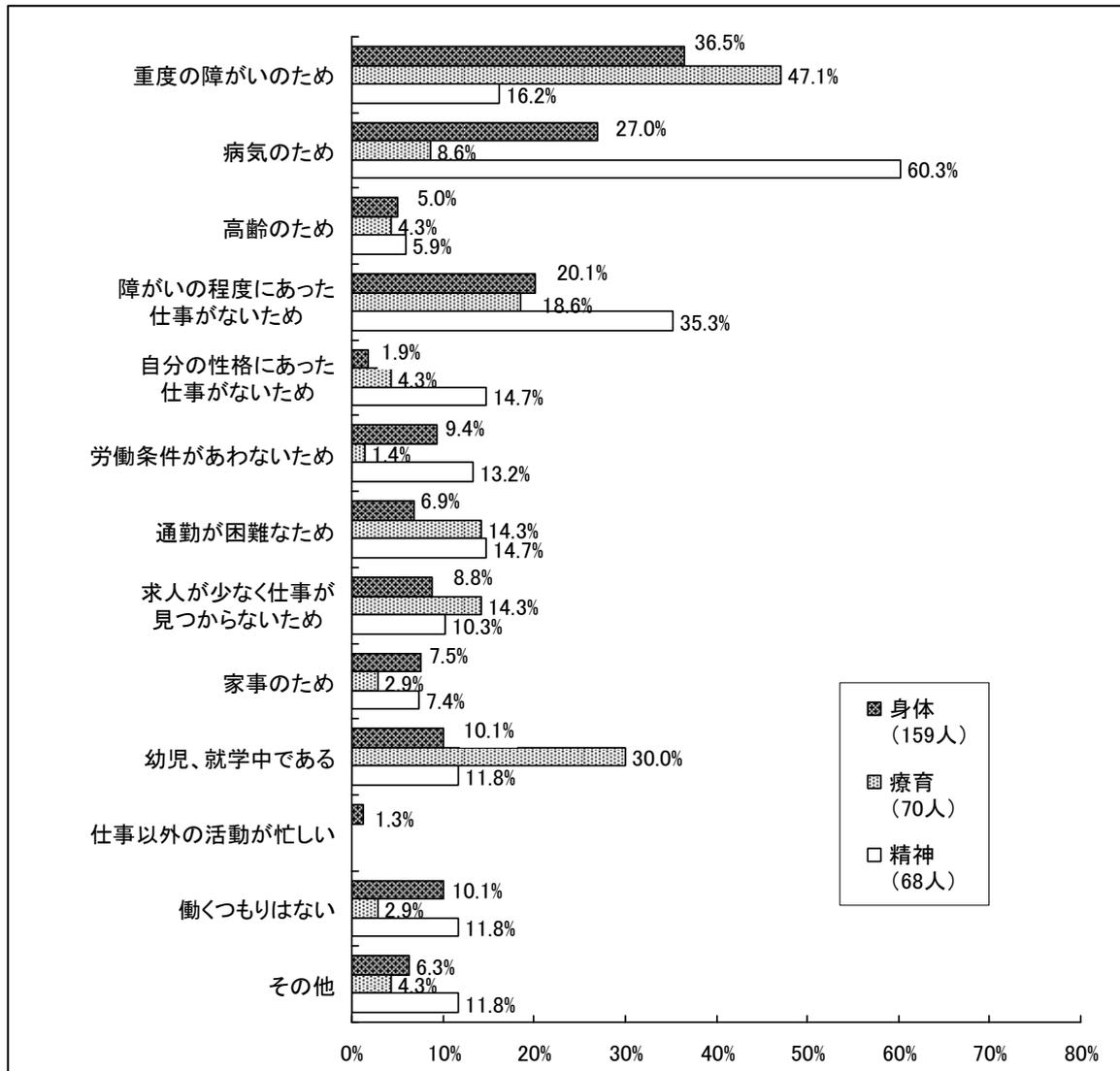
「働いている」と答えた方に、現在の仕事や職場についての考えを聞いたところ、「充実して仕事に取り組んでいる」（身体 45.5%、療育 56.0%、精神 40.0%）という回答が約4～5割となっており、身体、療育、精神ともに最も多くなっています。

その他の項目としては、身体では「職場の人間関係がよい」（24.2%）、「仕事のため時間の余裕がない」（20.2%）の意見が2割程度みられました。療育では「職場の人間関係がよい」、「職場の人間関係がうまくいかない」（24.0%）が同率となっています。また、精神では「職場の人間関係がよい」（30.0%）に続いて、「仕事量を増やしたい」（25.0%）、「賃金に不満がある」（20.0%）などの悩みもあがっています。



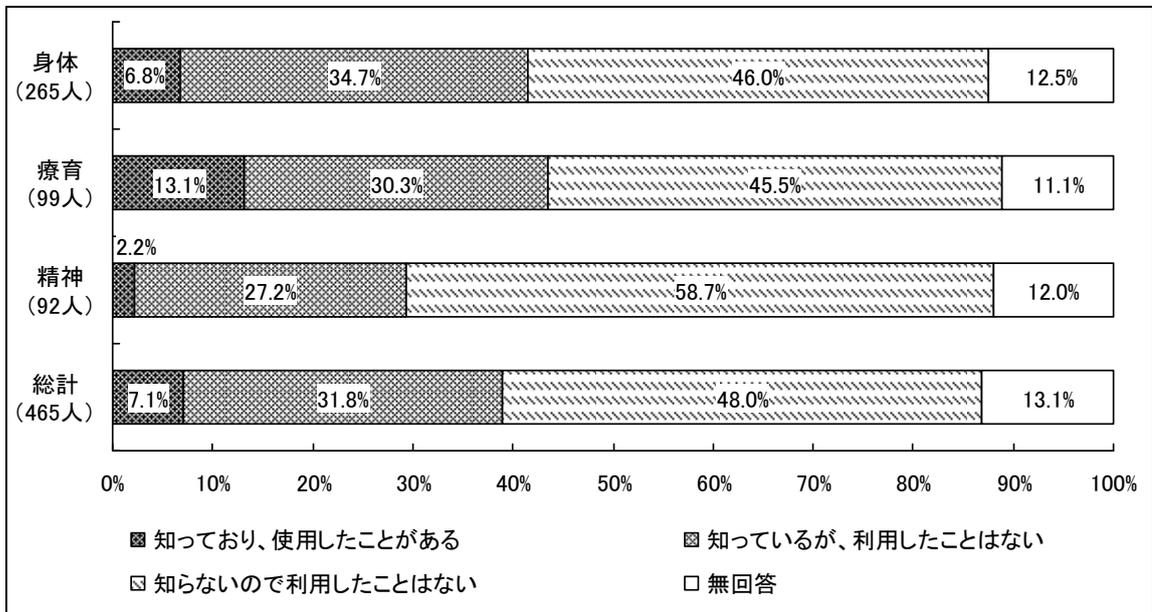
⑩非就労者の状況

「働いていない」と答えた方に、働いていない理由を聞いたところ、身体、療育で「重度の障がいのため」（身体 36.5%、療育 47.1%）と答えた方が最も多くなっています。精神では「病気のため」が60.3%で最も多く、続いて「障がいの程度にあった仕事がないため」が35.3%となっています。



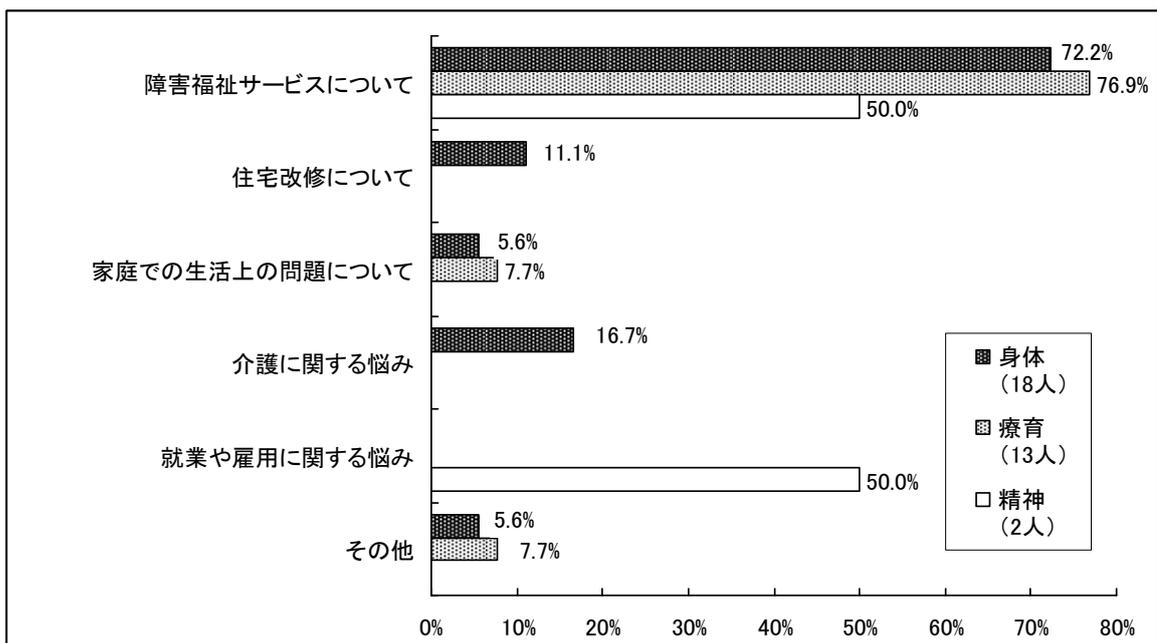
⑰由布市の相談支援事業の利用状況

由布市の相談支援事業の利用状況は、身体、療育、精神ともに「知らないで利用したことはない」（身体 46.0%、療育 45.5%、精神 58.7%）が4～5割を占め、最も多くなっています。「知っており、利用したことがある」と答えた方は3障がいの中で、療育が最も多く13.1%となっており、身体は6.8%、精神は2.2%とわずかでした。



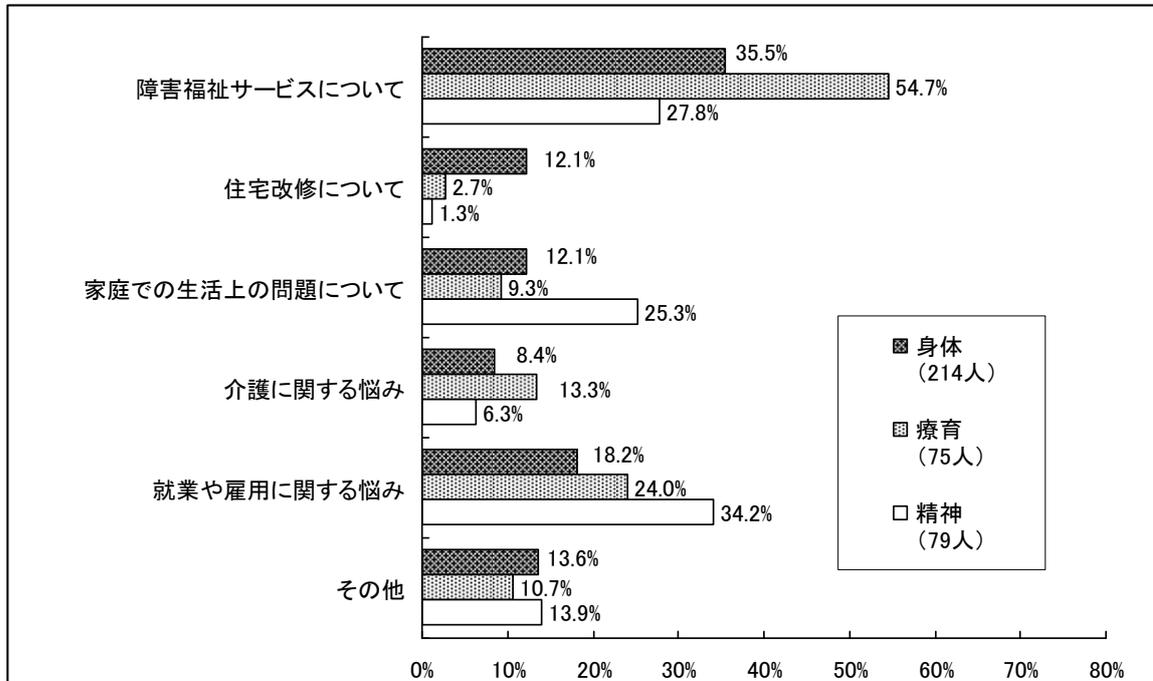
⑱相談支援事業の利用内容

相談支援事業を利用したことがある方に、具体的にどのようなことについて相談支援事業を利用したか聞いたところ、身体、療育、精神ともに「障害福祉サービスについて」をあげた方が最も多く、それぞれ72.2%、76.9%、50.0%となっています。また、精神では「就職や雇用に関する悩み」も50.0%と高くなっています。



⑩相談支援事業に対する今後の利用意向

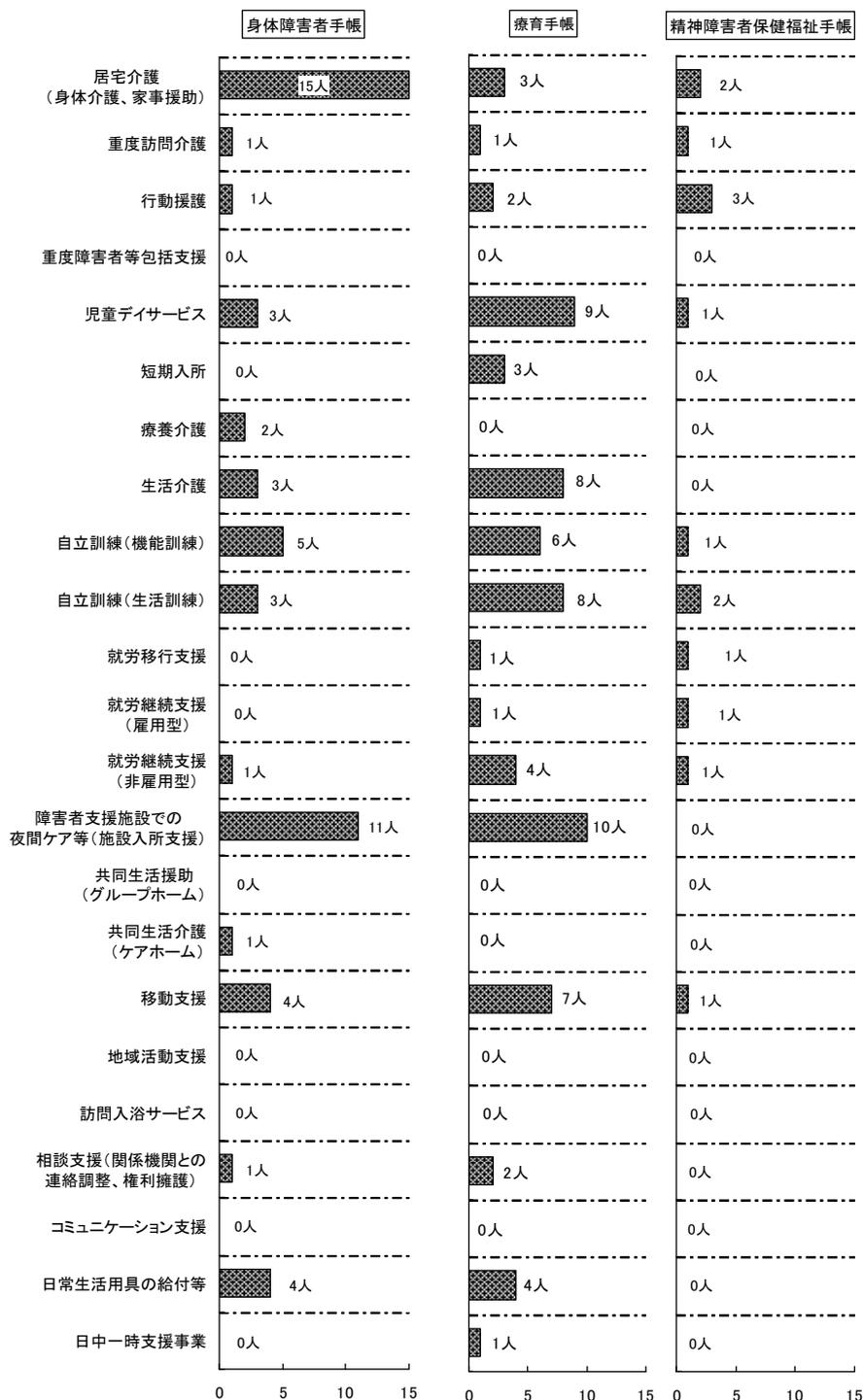
相談支援事業を利用したことがない方に、今後どのような内容で相談支援事業を利用したいか聞いたところ、身体、療育では「障害福祉サービスについて」が最も多く、精神では「就業や雇用に関する悩み」「家庭での生活上の問題について」「障害福祉サービスについて」が多くなっています。



⑳現在の利用状況

現在の障害福祉サービスの利用状況を総計でみると、「障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)」が21人、「居宅介護(身体介護、家事援助)」が20人と利用が多くなっています。1人あたりの平均利用回数は、「居宅介護(身体介護、家事援助)」が2.2回/週でした。

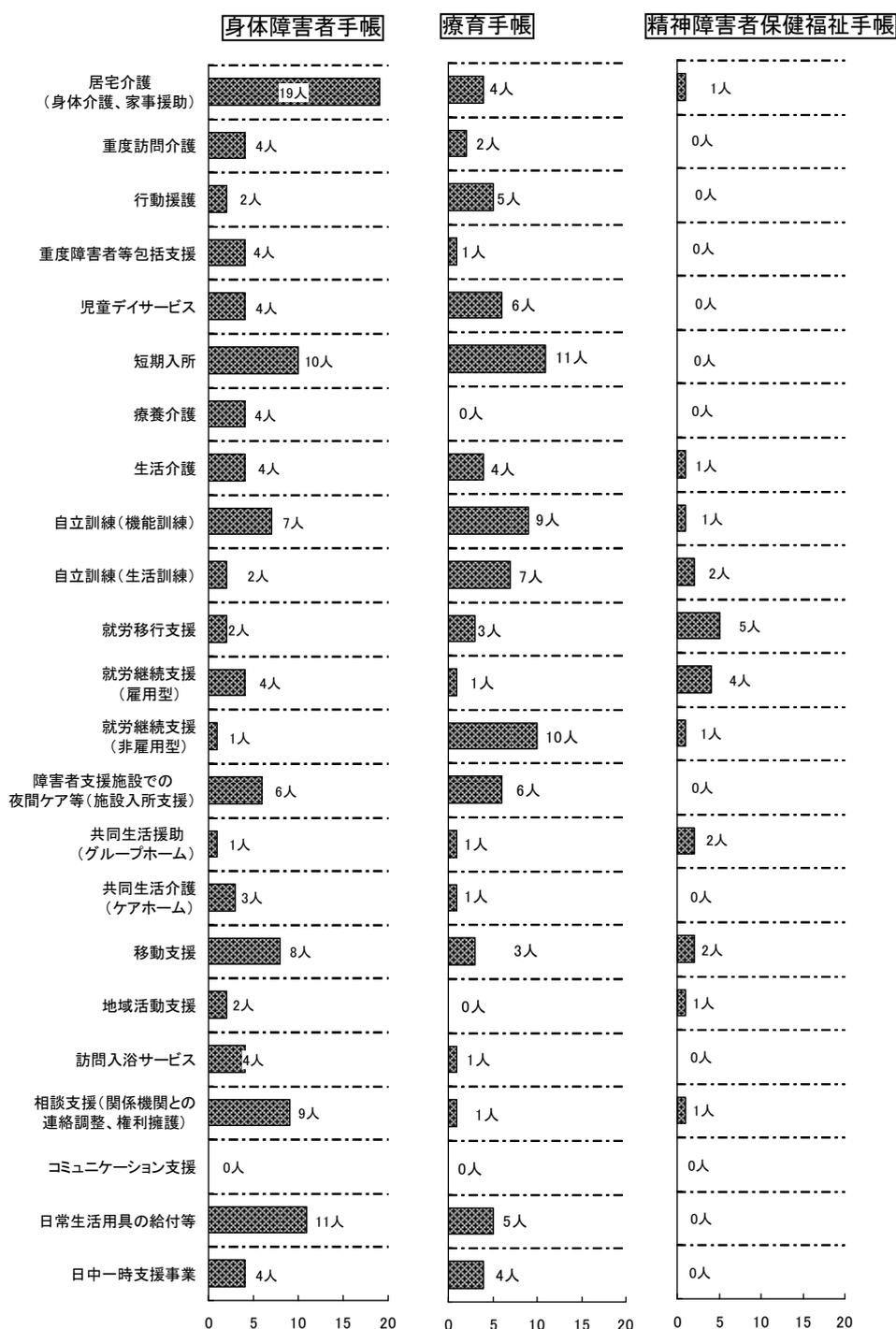
各障がい別に利用状況をみると、身体では「居宅介護(身体介護、家事援助)」、「障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)」の利用が多く、療育では「障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)」、「児童デイサービス」、「生活介護」、「自立訓練(生活訓練)」、「移動支援」の利用が多くなっています。精神の利用は少ないですが、「行動援護」、「居宅介護(身体介護、家事援助)」、「自立訓練(生活訓練)」で2～3名の利用が見られました。



②1 今後の利用意向

今後のサービス利用意向を総計で多い順にみると、「居宅介護（身体介護、家事援助）」が24人（利用希望回数：平均1.7回/週）、「短期入所」が21人（利用希望回数：平均1.7日/月）、「自立訓練（機能訓練）」が17人（利用希望回数：平均3.4回/週）、「日常生活用具の給付等」が16人となっています。

各障がい別に利用意向をみると、身体では「居宅介護（身体介護、家事援助）」、「日常生活用具の給付等」、「短期入所」の利用意向が高く、療育では「短期入所」、「就労継続支援（非雇用型）」、「自立訓練（機能訓練）」の利用意向が高くなっています。精神では、「就労移行支援」、「就労継続支援（雇用型）」の利用意向が高くなっていました。

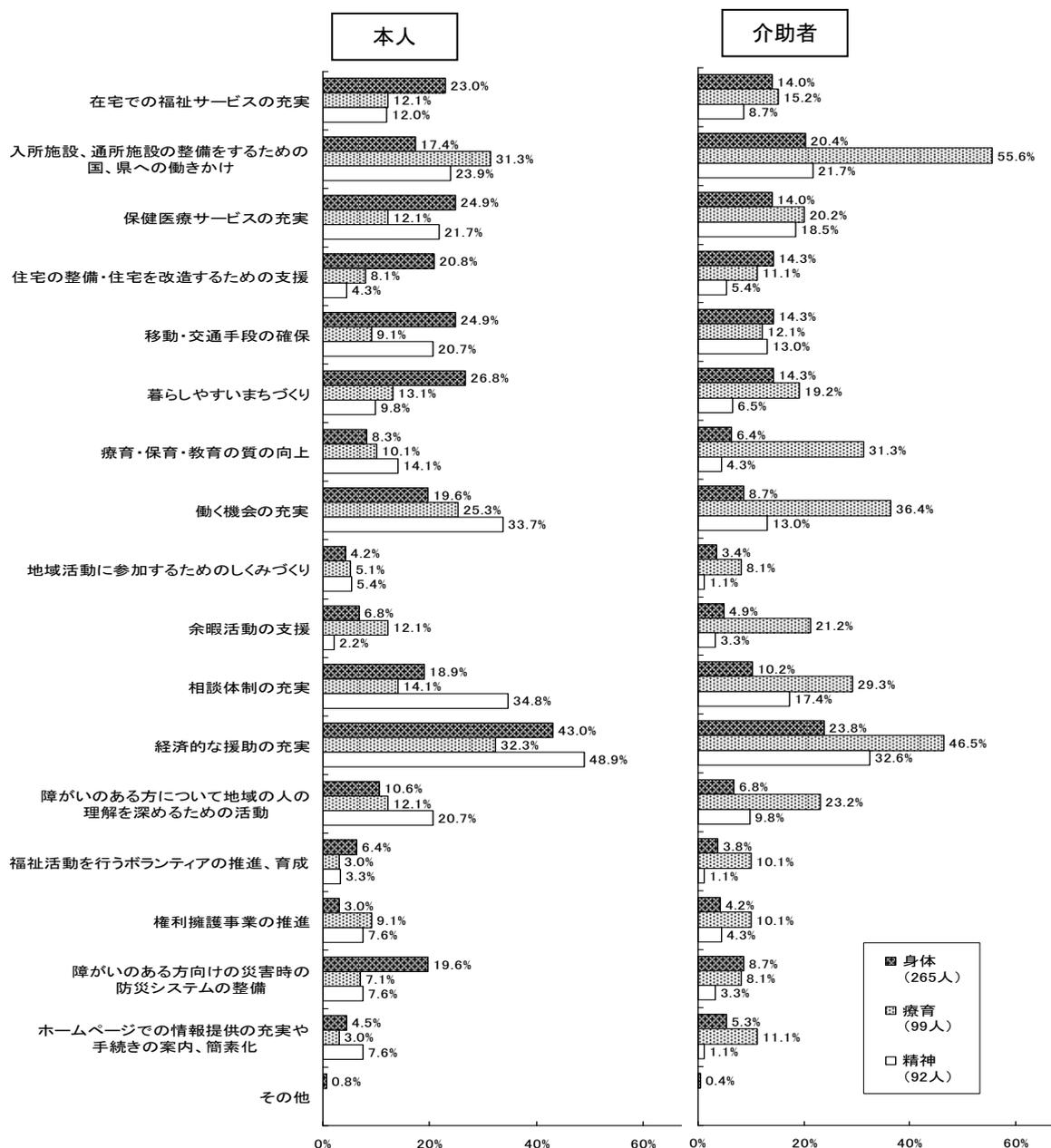


⑳障がい福祉施策に対する考え方

今後、由布市が力をいれていく必要があると思うものについて、本人の回答では、身体、療育、精神ともに「経済的な援助の充実」(身体 43.0%、療育 32.3%、精神 48.9%)の回答が最も多くなりました。そのほかの回答では、身体で「暮らしやすいまちづくり」(26.8%)、「保健医療サービスの充実」(24.9%)、「移動・交通手段の確保」(24.9%)、「在宅での福祉サービスの充実」(23.9%)などが多くなっています。療育は、「入所、通所施設の設備のため国、県への働きかけ」(31.3%)、次いで「働く機会の充実」(25.3%)があがっています。精神の回答は、「相談体制の充実」(34.8%)、「働く機会の充実」(33.7%)が多くなっています。

介助者の回答をみると、本人の回答と同様に「経済的な援助の充実」(身体 23.8%、療育 46.5%、精神 32.6%)をあげる方が多く、療育で2番目に多く、身体及び精神では最も多くなっています。

また、療育では「入所、通所施設の設備のため国、県への働きかけ」(55.6%)、「働く機会の充実」(36.4%)、「療育・保育・教育の質の向上」(31.3%)などの回答が多くなっています。



3. アンケート結果からみた課題

1) 介助者の負担の軽減

現在、障がい者の主な介助者の37.7%（身体31.0%、療育32.9%、精神76.9%）が「親」であり、介助者の38.7%が1日あたり12時間以上の時間を障がい者の介助に充てている状況となっています。この数字は、第1期計画調査時（平成18年8月）よりも3.2%増えており、障がい者の高齢化とともに介助者の負担が年々増加傾向にあることがわかります。療育手帳所有者については、12時間以上介助に従事している人が5割を超えています。今後は、障害福祉サービス等の充実を図り、障がい者を介助する人の負担の軽減を行っていくことが、重要な課題となります。

2) 障害福祉サービスの利用状況と利用意向

平成18年度から自立支援給付事業と地域生活支援事業として、新しいサービス体系に移行したサービスが始まりました。このなかで、現在利用しているサービスの量よりも希望サービス量が上回るサービスは、居宅介護、児童デイサービス、生活介護、自立訓練（生活訓練）、施設入所支援、移動支援、相談支援（権利擁護、連絡調整）のサービスとなっています。

第1期では、障害福祉サービスが始まったばかりで、まだ新サービスがどのようなものなのか、利用者にイメージしにくい部分がありましたが、サービスが開始されて2年が経過し、少しずつ、サービス利用が増加している状況です。今後も利用者の利用意向に即したサービス供給が少しでもできるような体制整備をしていく必要があります。

3) 相談機能の充実

相談支援事業の利用状況をみると、7.1%の人が「利用したことがある」と回答しています。

一方、「知らないで利用したことはない」と回答した人も48.0%おり、広報の充実にも努めていく必要があります。

また、相談支援事業に対する今後の利用意向をみると「障害福祉サービスについて」が3障がいとも最も多くなっています。

相談支援事業は、障がい者のいろいろな悩み等も含めて総合的に相談にのれる機関でありますので、今後も内容の充実に努め、より多くの障がい者の利用推進を図っていくことが重要です。

4) 就業支援の充実

現在働いていない障がい者の35.3%が「障がいの程度にあった仕事がない」と答えています。

この数字は、第1期計画時調査の27.9%よりも増加している状況です。平成18年度に障害者自立支援法が施行されると同時に、障害者雇用促進法についても、障害者自立支援法と連携することとなったことを機に、大分県では、障がい者雇用応援団の企業募集を平成19年度より開始しています。

障がい者のそれぞれの状況にあった就業場所の創設が今後の大きな課題のひとつです。

5) 今後の行政施策について

今後、行政が力を入れていくべき障がい者施策についての回答をみると、本人では、「経済的な援助」が3障がいとも最も多くなっている状況です。また、精神障がい者では、「相談体制の充実（34.8%）が2番目に、「働く機会の充実」（33.7%）が3番目に多くなっています。

身体障がい者では、「暮らしやすいまちづくり」（26.8%）、「在宅での福祉サービスの充実」（23.0%）が3番目に多くなっています。このほかに身体障がい者では「災害時の防災システムの整備」も高く、19.6%の方があげています。

介助者では、「入所施設、通所施設の整備」が療育で55.6%と半数を超えており、「経済的な援助」（46.5%）が2番目となっている状況です。

由布市では、平成18年に「由布市障害者基本計画」を策定し、障がい者施策の大綱をまとめ、障害福祉サービスだけでなく、障がい者施策全般についての充実に努めていくこととしています。

今後も大分県障がい福祉計画及び中部圏域ビジョンと連携しながら、障がい福祉施策全般の推進に努めていくことが重要であるといえます。

第5章 平成23年度の目標値の設定

1. 総人口と障がい者数の推移

平成21年から平成23年までの由布市の総人口を、コーホート要因法により推計すると、総人口は微増傾向が続くものと予測され、平成18年の36,640人から平成23年には181人増の36,821人と推計されます。

一方、身体障がい者数、知的障がい者数は、今後も増加することが予想され、平成18年から平成23年までに、身体障がい者は2,143人から65人増の2,208人、知的障がい者は155人から35人増の190人と推計されます。精神障がい者は、近年増加傾向が見られないため、平成23年は、平成20年より1人増の80人と推計されます。

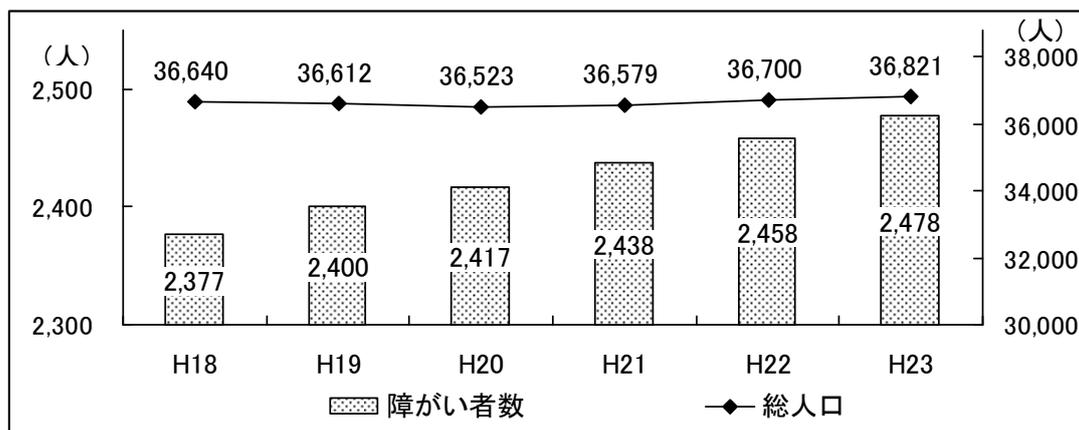
障がい者全体では、平成23年に2,478人、総人口に占める割合は6.73%になると推計されます。

表 総人口と障がい者数（各手帳交付数）の推移

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口(A)		36,640	36,612	36,523	36,579	36,700	36,821
障がい者数(B)		2,377	2,400	2,417	2,438	2,458	2,478
身体障がい者	数(C)	2,143	2,156	2,169	2,182	2,195	2,208
	率(C/A)	5.85%	5.89%	5.94%	5.97%	5.98%	6.00%
知的障がい者	数(D)	155	162	169	176	183	190
	率(D/A)	0.42%	0.44%	0.46%	0.48%	0.50%	0.52%
精神障がい者	数(E)	79	82	79	80	80	80
	率(E/A)	0.22%	0.22%	0.22%	0.22%	0.22%	0.22%
障がい者の割合(B/A)		6.49%	6.56%	6.62%	6.67%	6.70%	6.73%
増加数(障がい者数)		—	23	17	21	20	20
対前年比(障がい者数)		—	0.97%	0.71%	0.87%	0.82%	0.81%

総人口推計値はコーホート要因法による。身体・知的・精神障がい者数推計値は一次回帰による。

図 総人口と障がい者数（各手帳交付数）の推移



2. 平成 23 年度の目標値の設定

1) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標設定

【国の考え方】

厚生労働省の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、この計画作成時点において、障がい者の入所施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込むこととし、その割合は、「現時点の入所施設の入所者数の 1 割以上とする」とともに、これに併せて平成 23 年度末時点の施設入所者数を現時点の入所者数から 7%削減する」ことを基本としつつ、「地域の実情に応じて数値目標を設定することとする」とされています。

【由布市の現状と考え方】

由布市では、平成 20 年 10 月 1 日現在、73 人が施設に入所しています。このうち 8 人がグループホームやケアホーム等の地域生活へ移行することを目標としています。また平成 17 年度現在の施設入所者数の 11.0%に当たる 8 人を平成 23 年度末段階での削減見込み数として設定します。

また、入所者の地域生活移行を考えていく上では、在宅サービスの充実が不可欠であり、中長期的な視点からサービスの周知、利用方法、提供体制などの課題を解決していくことが必要です。

表 由布市の施設入所者の地域生活への移行に関する目標設定

項目	現況及び 数値目標		考え方
H17 年施設入所者数①	73	人	※ 平成 17 年 10 月 1 日の全施設入所者数
H20 年施設入所者数②	73	人	※ 平成 20 年 10 月 1 日の全施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数③	8	人	※ 現在の全入所者のうち、施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ地域移行した者の数 (割合については、③÷①の数値)
	11.0	%	
【目標値】 削減見込④	8	人	※ 平成 23 年度末段階での削減見込数 (割合については、④÷①の数値)
	11.0	%	

2) 入院中の退院可能精神障がい者の地域生活への移行に関する目標設定

【国の考え方】

厚生労働省の基本指針では、平成 24 年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」（以下「退院可能精神障がい者」という。）が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成 23 年度末における退院可能精神障がい者数の減少目標値を設定し、これとともに医療計画における基準病床数の見直しを進めるとしています。

【由布市の現状と考え方】

大分県患者調査（平成 14 年度）の推計では、由布市における退院可能精神障がい者数は 23 人と示されています。入院患者が広域にわたり、治療の必要性・入院の状況等及び個別の詳細を把握することは困難であるため、今後、グループホームやケアホーム、福祉ホーム等の地域生活への移行を進める施策の充実を行うこと、退院可能精神障がい者が老人介護サービス等を利用することなどを見込んで、目標値を設定しました。

表 由布市の入院中の退院可能精神障がい者の地域生活への移行に関する目標設定

項目	数値目標		考え方
現在	23	人	※ 現在の退院可能精神障がい者数
【目標値】 減少数	19	人	※ 上記のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

3) 福祉施設から一般就労への移行等について

【国の考え方】

厚生労働省の基本指針では、障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じ、また障がい保健福祉施策と労働施策の連携強化を図り、平成 23 年度中に一般就労に移行する人の数を見込むこととし、その割合は「現時点の一般就労への移行実績の 4 倍以上とし、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割はA型（雇成型）を目指す」とし、地域の実情に応じて数値目標を設定することとしています。

【由布市の現状と考え方】

由布市では、第 1 期期間中（平成 18 年度～平成 20 年度）に福祉施設を退所し一般就労に就いた人がいませんでしたが、今後は一般就労を支援する施策の充実を見込んで、グループホーム・ケアホーム等による居住移行を目指すこととし、目標値を 1 人として設定しました。

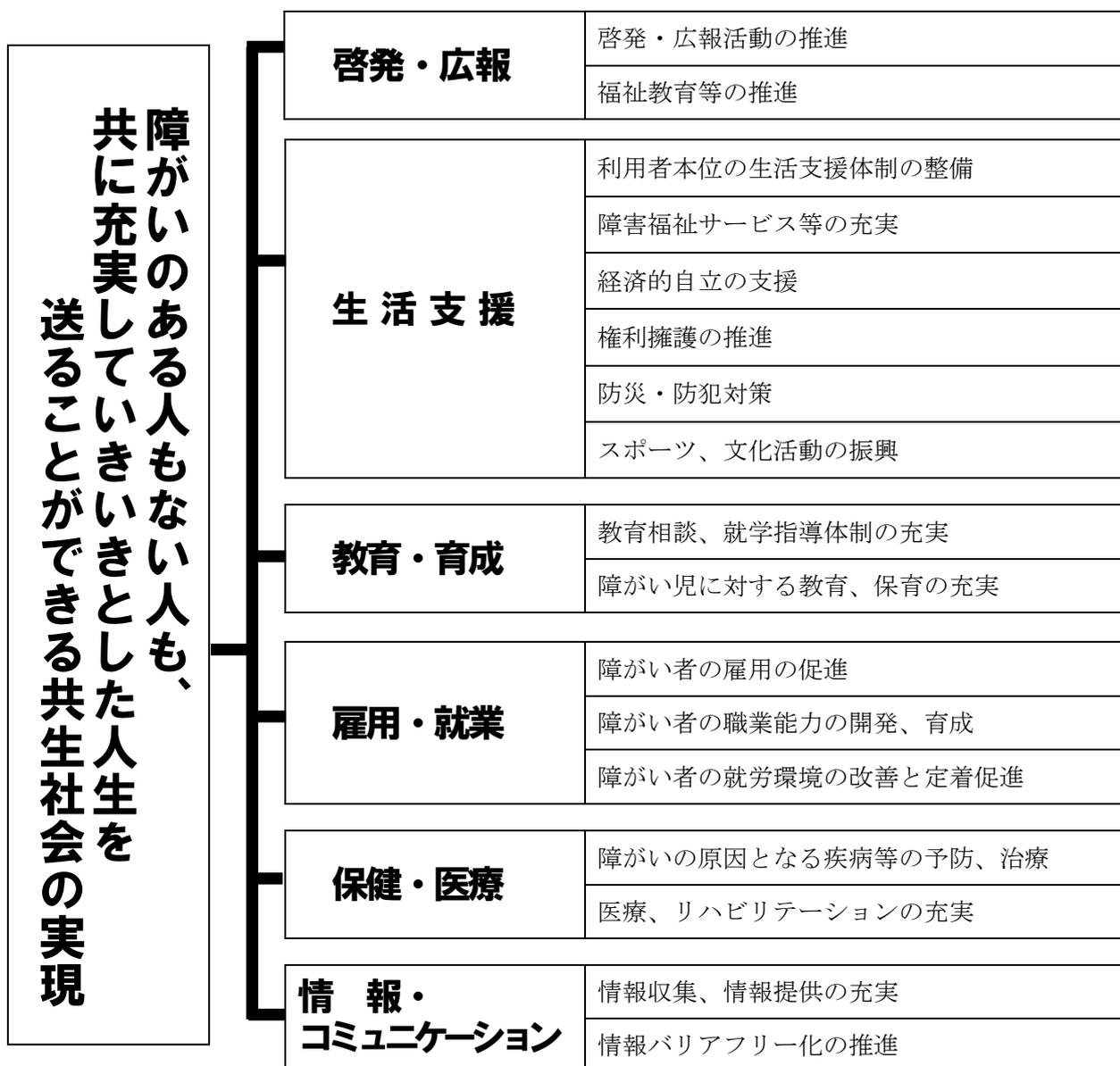
表 由布市の福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定

項目	数値目標		考え方
第 1 期期間中の一般就労移行者数	0	人	※ 平成 18 年度～平成 20 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	1	人	※ 平成 23 年度において施設を退所し、一般就労する者の数
	-	倍	

第6章 障がい者施策の展開

I 施策の大綱

本市が目指すべき姿は、基本理念で示す通り、「障がいのある人もない人も、共に充実していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現」です。この基本理念を達成するために、「全ての市民が共に生活できる共生社会の実現」、「障がい者の社会的自立が可能な社会の実現」、「障がい者が利用しやすい障害福祉サービスの確立」、「障がい者が安心して生活できる地域社会の実現」の4つの柱を基本目標に掲げました。それぞれの目標を達成するには、さまざまな課題が考えられますが、それら課題を解決するために各基本目標をさらに具体的な施策分野に分け、施策分野ごとに計画を立案します。



Ⅱ 施策の展開

1. 啓発・広報

障がいのある、なしにかかわらず、それぞれがかけがえのない個性を持ったひとりの人間として尊重されなければなりません。しかし、現状では、障がいや障がいのある人に対する無理解や誤解から生じる差別や偏見が存在するため、すべての人々から「こころの壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る必要があります。各種広報手段を活用して啓発・広報活動の充実を図るとともに、幼少期からの福祉教育やボランティア活動等をとおして障がいのある人とない人とのふれあいを促進していくことが大切です。

1) 啓発・広報活動の推進

①マスメディア等の活用による啓発、広報の充実

市の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアを活用した啓発・広報活動を継続的に行うとともに、啓発を目的としたポスターやパンフレット等の作成、配布に努めます。

また、国や県などの啓発パンフレットやホームページ等の有効活用を図り、併せて人権教育を推進し、障がいのある人に対する差別の防止や理解の促進に努めます。

②精神障がい、内部障がい、発達障がい等のある人に対する理解の促進

すべての障がいや障がいのある人に対する知識の普及に努め理解の促進を図ることはもちろんのこと、特に立ち後れていると考えられる精神障がい、内部障がい、発達障がい等のある人に対しての理解を浸透させていくための取り組みを実施していきます。

③地域住民との交流と相互理解

地域で生活する障がい者、また施設や病院から退所して地域で生活を始める障がい者にとって、周辺住民の理解と協力は不可欠であり、安心して暮らしていくための最も重要な条件となります。地域でのあらゆる交流機会を通じて障がい者の存在や認知度を高めるとともに、相互理解と共生の取り組みを進めます。

2) 福祉教育等の推進

①学校教育における福祉教育の充実

県の副読本等の活用により、学校における福祉教育の充実に努めます。また、障がい者の視点に立った理解の促進を図るために、体験交流学习や車いす体験、視覚障がい者の疑似体験等の体験型学習を推進します。

②生涯教育における福祉教育の推進

障がい者福祉に対する市民の関心を一層高めるため、福祉分野の講座の充実を図るとともに、市民にとって魅力があり、学習意欲を高めることのできる講座づくりに取り組みます。

2. 生活支援

障がいのある人が地域で生活するためには、さまざまなサポートが必要となってきます。障がいの部位、程度等はそれぞれ異なることから、障がいのある人が必要とする生活支援のニーズの種類は障がい者の数だけあるともいえます。したがって、生活支援を行う際には、障がい者の立場になり、すべての障がい者のニーズに対応できる体制を構築することが求められます。

また、障がいのある人がひとりの人間として誇りと尊厳をもって生活できるよう、障がいのある人の虐待を防止するとともに、判断能力が十分でない人の権利を守ることができるよう、成年後見制度などの普及と活用を促進します。

さらに、防災・防犯対策についても力を入れ、安心、安全な生活環境の整備を進めていきます。

1) 利用者本位の生活支援体制の整備

①身近な相談支援体制の整備

地域社会全体で障がい者やその家族を支えるため、地域生活支援事業の「相談支援」によって、保健、医療、福祉の専門家や関係機関、団体との連携を図りながら、相談、助言、支援を一貫して行える体制の整備を推進します。また、サービス等に関する苦情相談の受付や関係機関との連携により質の高いサービス提供に努めます。

②IT（情報技術）への対応強化

急速に普及しているIT機器を活用した聴覚障がい者や視覚障がい者等への相談業務及び生活支援が行えるよう、ITへの対応を強化していくとともに、障がい者がIT機器やインターネット等の利用ができるよう支援を充実します。

2) 障害福祉サービス等の充実

①障害福祉サービスの充実

年齢や障がい種別等にかかわらず、必要なサービスが受けられるよう、障がい福祉サービスの充実を推進します。

②地域生活支援事業の充実

地域の実情に応じて柔軟に実施することができるように、既存の補助事業を統合し、新たに地域生活支援事業として、平成18年10月1日より実施されています。障がい者やその家族が必要なサービスを受けることができるための相談支援事業や日常生活用具給付等事業等、障がい者の立場に立ったサービスの充実を図ります。

3) 経済的自立の支援

①年金、手当制度の周知及び充実

障がい者の所得保障のため、公的年金制度や各種手当制度の周知徹底に努めるとともに、

各種制度の充実を国や県に働きかけていきます。

②税の減免、各種割引制度の周知及び充実

障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の運賃、料金の割引制度について周知を図るとともに、内容の充実、拡大を国等に働きかけていきます。

③公共施設利用料等の割引制度活用の促進

美術館、博物館等の公共施設の利用料、入場料やNHK放送受信料等の割引制度の周知及び活用の促進を図ります。

4) 権利擁護の推進

①虐待防止施策の推進

障がいのある人に対する虐待を防止するため、関係機関や団体等との連携体制や具体的な対応について検討を進めます。

また、地域において権利擁護活動に携わっている人権協会の活動を支援するとともに、障がいのある人の人権問題や権利擁護のための制度や事業等についての研修の充実を図ります。

②成年後見人制度等の利用支援

地域包括支援センターや社会福祉協議会、関係機関等との連携を図り、判断能力が不十分な障がいのある人の権利を守るため、財産管理や身上監護（身の回りの世話の手配など）に関する契約などを援助する成年後見制度について、相談及び利用支援を行います。

5) 防災・防犯対策

①防災対策の推進

障がい者をはじめとする災害時要援護者関連施設に係るきめ細かな防災対策を実施します。

また、行政の防災体制の確立や地域での自主防災組織による支援体制を整備し、災害時要援護者が安全に避難するための支援体制を確立します。

②防犯対策の推進

障がい者の消費者トラブルの防止に向けて、消費生活相談の現場で把握された警戒を要すると思われる悪質商法や製品事故に関する情報を始め、防犯・防災情報を含む見守りに必要な情報を、障がい者やその家族、日ごろから障がい者に接している周りの方々へ迅速に届ける総合的ネットワークを作ることにより、地域の見守り力を高める動きを支援します。

また、FAXによる緊急通報受理（FAX110番）、Eメールによる緊急通報受理ができる体制づくりの確立及び障がい者への広報活動に努めます。

6) スポーツ、文化活動の振興

①文化活動の支援

発表会や展示会の実施など、障がい者による文化活動を支援するとともに、発表の場の確保に努めます。

②各種イベント等への参加促進

市主催の各種行事や各種イベント、子ども会、地域ボランティア活動、まつり等の地域行事に障がい者の参加を促進するため、手話通訳者を派遣するなど、参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。また、障がい者自身が各種イベントの企画、立案に参画できる体制の構築を図ります。

③スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化の促進

障がい者の活動の場をひろげるため、あらゆる障がい者の利用に配慮して、各種スポーツ施設、文化施設等の改善を図ります。

3. 教育・育成

障がいのある、なしにかかわらず、すべての子どもが共に教育を受けられるよう、特別な支援が必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズをきめ細かく把握しながら、適切な支援を行うことが重要です。そして、障がいのある子どもに対する教育・育成においては、その子どもが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送れるよう、社会的に自立するための力を身につけることが目標となります。

そのためには、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な治療と支援を行うこと、また一人ひとりの障がいの種別、程度、能力・適性等を考慮し、適切な教育を通じて、必要な支援を行うことが重要です。障がいがあるために、他のさまざまな能力を発達させる機会が妨げられることのないような教育支援体制が確立されなければなりません。

1) 教育相談、就学指導体制の充実

①療育体制の整備、充実

障がいの早期発見から早期療育への迅速な対応を図り、障がい児ができるだけ早い段階で適切な措置を受けられるよう、医療、教育、行政等の障がい児にかかわる各機関との情報の共有化や連携を図りながら療育体制を整備します。

②教育相談、就学指導体制の充実

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。

③療育、教育相談、就学指導に関する広報の充実

障がい児を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がい児にかかわる療育、教育相談や就学指導等についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成、配布し周知に努めます。

2) 障がい児に対する教育、保育の充実

①障がい児保育等の充実

障がいのある子どもが、生まれ育った地域の保育所、幼稚園で保育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育所、幼稚園での受け入れを行うよう人員の確保に努めるとともに、子どもの心身の状況を正確に把握することに努め、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。

②特別支援教育の充実

教職員の資質向上のため、障がい児担当者の研修等を一層充実させ、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症など、障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。

また、特別支援教育コーディネーターの活用を図り、特別支援教育の質の向上を進めます。

③就労先の確保

卒業後の進路について、障がい児が自立して生活していけるよう、公共職業安定所（ハローワーク）や一般企業等と十分な連携をとり、就労先の確保に努めます。

④学校施設のバリアフリー化

障がい児の就学機会を拡充し、児童、生徒が安心して楽しく学校生活を送れるよう、学校等の建物や設備を障がい児に配慮したものとなるよう改善していきます。

4. 雇用・就業

働くことを望んでいる人のだれもがその適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がいのある人自身の生きがいにもなります。

能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図る必要があります。

1) 障がい者の雇用の促進

①法定雇用率の達成指導

法定雇用率未達成企業に対しては、障がい者雇用の促進についてなお一層の理解、協力を求め、雇用率達成を図ります。

②事業主等への啓発、広報

公共職業安定所等の雇用関係機関と協力し、障がい者雇用にかかわる各種助成制度等の啓発・広報に努めます。

また、精神障がい者の雇用促進のために、民間企業等に対して精神障がいの正しい理解を促すよう、啓発・広報に努めます。

2) 障がい者の職業能力の開発、育成

①職業訓練に関する情報提供

障がい者のための職業訓練に関する情報提供に努めます。

3) 障がい者の就労環境の改善と定着促進

①労働環境の整備促進

障がい者の状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、短時間勤務、フレックス制度等に対する企業や雇用主への理解を求め、無理のない就労環境の整備を促進させます。

②ジョブコーチ制度の積極的活用による職場定着率の向上

ジョブコーチ制度の普及啓発を行い、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。

③職場における障がい者理解の啓発

就労先で障がい者が差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、職場に対する障がい者理解の啓発に努めます。

5. 保健・医療

障がいの原因には、先天性のものと事故や疾病等から生ずる後天性のものがありますが、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実する必要が両者に共通することとしてあります。後天性の障がいについては、予防面での対策を強化する必要もあります。

また、障がいを軽減し、自立を促進するためには、リハビリテーション医療が重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。

1) 障がいの原因となる疾病等の予防、治療

①乳幼児期における疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育の促進

乳幼児健康診査等により疾病や障がいの早期発見に努め、相談体制の充実を図ります。

また、医療機関・療育機関・学校と福祉機関の連携を強化し、早期療育のための支援体制の構築を図ります。

②生活習慣病の予防と早期発見、早期治療の促進

健康教育、健康相談、健康診査等の各種保健サービスを一層推進し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。

③精神疾患等の予防と早期発見、早期治療の促進

医療機関と連携しつつ、訪問相談や保健所での精神保健相談により、疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。

こころの健康増進やストレス対策として、こころの健康づくり講座や健康教育を行い、精神疾患等の予防に努めます。また、病気になっても共に生活できる環境整備に向けて支援を行います。

2) 医療、リハビリテーションの充実

①医療体制の整備

症状や状況に応じた治療や障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会、市内の医療機関、周辺の市町村及び県との連携により、広域的な医療体制の整備を図ります。

②リハビリテーション体制の体系的整備

医療機関との連携による、一貫したリハビリテーション体制の体系的整備を検討していきます。

6. 情報・コミュニケーション

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度や生活に関するさまざまな情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の充実が必要です。

また、これら情報提供にあたって、情報の取得やコミュニケーションに特にハンディキャップを有する視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人への配慮が重要であるといえます。IT（情報技術）等を活用した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障がいのある人の自立と社会参加を支援することが重要です。

1) 情報収集、情報提供の充実

①多様な手段による情報提供の充実

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報、保健、医療、福祉に関するさまざまな情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、市民のだれもが手軽に入手できるよう、市報等の情報誌を広く配布するほか、市ホームページを活用した情報提供などさまざまな手段による充実を図ります。

②保健、医療、福祉情報等の収集、整理

保健、医療、福祉等に関する最新の情報、資料等を収集、整理し、データベース化を図るとともに、情報の共有化や相互活用化を目指して、関係施設等とのネットワークの構築に努めます。

③コミュニケーション手段の充実

地域生活支援事業の「コミュニケーション支援」等により、点訳、朗読、手話、要約筆記等のボランティアの養成、派遣を行い、障がい者のコミュニケーションを支援します。

④市ホームページのユニバーサルデザイン化の推進

障がいのある、なしにかかわらず、すべての市民が利用しやすいホームページとなるよう、市ホームページのユニバーサルデザイン化を推進します。

2) 情報バリアフリー化の推進

①IT講習会の開催

障がいのある人の情報収集やコミュニケーション活動を支援することで社会参加を促進するため、障がいのある人を対象としたパソコン操作に関する講習会の実施を推進します。

②ITの利用を支援する技術者の養成、確保

地域のIT講習会に参加することができない重度の障がいのある人の情報収集やコミュニケーション活動を支援し、社会参加を促進するため、パソコン操作等のサポートを行うパソコンボランティアの養成・派遣を行います。

第7章 障害福祉サービスの実施状況

及び第2期計画の見込量

1. 障害福祉サービス実施状況

1) 訪問系サービス

①居宅介護

居宅介護では、自宅で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

平成 19 年度は 507 時間/月の利用がありました。

利用は、今後も増加するものと見込み、平成 21 年度は、583 時間/月、平成 23 年度は、667 時間/月と見込むこととします。

第1期計画目標 (時間/月)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	250	250	250	250	290	290
実績(時間/月)	402	507	542			
第2期計画見込量 (時間/月)				583 (27人)	583 (28人)	667 (30人)
主な実施事業所	由布市社会福祉協議会、指定障害者支援施設にじ、なでしこ、シンフォニー、ゆふネット、きょうわ、第一博愛寮ホームヘルパーステーション、大分県のぞみ園					

※ 平成 20 年度は見込値

②重度訪問介護

重度訪問介護では、肢体に重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を行います。

平成 19 年度は、104 時間/月の利用がありました。

平成 21 年度、22 年度、23 年度とも、83 時間/月の利用を見込むこととします。

第1期計画目標 (時間/月)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	188	208	208	250	250	250
実績(時間/月)	206	104	83			
第2期計画見込量 (時間/月)				83	83	83
主な実施事業所	社会福祉協議会、指定障害者支援施設にじ、なでしこ、きょうわ 大分県のぞみ園、ゆふネット					

※ 平成 20 年度は見込値

③行動援護

行動援護では、自己判断が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

平成 19 年度は、31 時間/月の利用がありました。今後も利用の増加が見込まれることより、平成 21 年度は 38 時間/月、平成 23 年度は 67 時間/月の利用を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第1期計画目標 (時間/月)	42	42	42	42	42	83
実績(時間/月)	13	31	33			
第2期計画見込量 (時間/月)				38	42	67
主な実施事業所	第一博愛寮、指定障害者支援施設にじ、ゆふネット、わだち					

※ 平成 20 年度は見込値

④重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援では、介護の必要性が最も高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

由布市では、まだ利用がありません。

第2期計画においても、引き続き、平成 21 年度、22 年度、23 年度ともに利用を見込まないこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第1期計画目標 (時間/月)	0	0	0	0	0	180
実績(時間/月)	0	0	0			
第2期計画見込量 (時間/月)				0	0	0
主な実施事業所						

※ 平成 20 年度は見込値

2) 日中活動系サービス

①生活介護

生活介護は、常に介護が必要な人に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。

平成 19 年度は、28 人日/月の利用がありました。

平成 22 年度から近隣の市町村でサービス提供を実施する事業所を含め、新たに 4 事業所がサービスを開始する予定であり、平成 21 年度は 28 人日/月、平成 22 年度は、700 人日/月、平成 23 年度は 1,000 人日/月の利用を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 期計画目標値 (人日/月)	0	66	242	462	464	1,474
実績(人日/月)	0	28	28			
第 2 期計画見込量 (人日/月)				28	700	1,000
主な実施事業所	向陽学園、久保更生園、ハーモニーの森 (H22 年度より) 大分県のぞみ園、小松寮、白萩園、緑の家 (H23 年度以降) 第二博愛寮、大分県糸口厚生園、日田はぎの園、太陽の家、修光園					

※ 平成 20 年度は見込値

②自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）では、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

平成 21 年度から自立訓練（機能訓練）のサービス提供を検討している事業所は、ゆたか寮、向陽学園、指定障害者支援施設にじの 3 箇所ですが、平成 23 年度以降、多くの事業所が実施を検討している状況を鑑み、平成 23 年度の目標は、66 人日/月で見込みます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 期計画目標値 (人日/月)	0	22	22	22	22	110
実績(人日/月)	0	28	28			
第 2 期計画見込量 (人日/月)				28	28	66
主な実施事業所	ゆたか寮、向陽学園、指定障害者支援施設にじ (H23 年度以降) 太陽の家第 2・第 3 授産センター					

※ 平成 20 年度は見込値

③自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）では、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

平成 19 年度、今年度ともに利用がありません。

平成 22 年度以降、由布市においてサービスを検討している事業所があることから、平成 22 年度は 22 人日/月、平成 23 年度は、44 人日/月と見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第1期計画目標値 (人日/月)	0	0	0	0	0	66
実績(人日/月)	0	0	0			
第2期計画見込量 (人日/月)				0	22	44
主な実施事業所	(H22 年度より) 緑の家 (H23 年度以降) 大分県のぞみ園、第二博愛寮、大分県糸口厚生園					

※ 平成 20 年度は見込値

④就労移行支援

就労移行支援では、一般企業等への就職を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

平成 19 年度の実施状況は、12 人日/月の利用がありました。

平成 21 年度は 25 人日/月、平成 22 年度は 22 人日/月、平成 23 年度は、25 人日/月を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第1期計画目標値 (人日/月)	0	22	22	22	22	22
実績(人日/月)	0	12	22			
第2期計画見込量 (人日/月)				25	22	25
主な実施事業所	ひまわり園 (H22 年度より) 緑の家 (H23 年度以降) 第二博愛寮、大分県糸口厚生園、太陽の家第2・第3授産センター					

※ 平成 20 年度は見込値

⑤就労継続支援（A型）

就労継続支援（A型）では、一般企業での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

平成 19 年度は、136 人日/月の利用がありました。

22 年度以降に新たに事業を開始する事業所が予測されるため、平成 21 年度は、150 人日/月、平成 23 年度は、200 人日/月の利用を見込みます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第1期計画目標値 (人日/月)	110	110	110	110	110	110
実績(人日/月)	115	136	135			
第2期計画見込量 (人日/月)				150	150	200
主な実施事業所	ソレイユ、キッチン花亭、ひまわり園 (H23 年度以降) 太陽の家第2・第3授産センター 他					

※ 平成 20 年度は見込値

⑥就労継続支援（B型）

一般企業での就労が困難な人に、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。（雇用契約は結ばない）

平成 19 年の実績は、339 人日/月となっています。

今後も事業所の新体系への移行が見込めるため、平成 21 年度は、400 人日/月、平成 22 年度は、600 人日/月、平成 23 年度は、750 人日/月の利用を見込みます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第1期計画目標値 (人日/月)	180	290	290	312	334	572
実績(人日/月)	215	339	400			
第2期計画見込量 (人日/月)				400	600	750
主な実施事業所	コンチェルト、みのり、ゆたか寮、ひまわり園、緑の家 (H22 年度より) 緑の家、緑の家分場、白萩園 (H23 年度以降) 第二博愛寮、日田はぎの園、聖心園、太陽の家					

※ 平成 20 年度は見込値

⑦療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

現在、圏域においては、独立行政法人国立病院機構西別府病院が実施しており、由布市民は、2 人/月利用しています。

第 2 期計画期間において、平成 23 年度も引き続き 2 人/月の利用を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第1期計画目標値 (人/月)	2	2	2	2	2	3
実績(人/月)	2	2	2			
第2期計画見込量 (人/月)				2 (2 人)	2 (2 人)	2 (2 人)
主な実施事業所	独立行政法人国立病院機構西別府病院					

※ 平成 20 年度は見込値

⑧児童デイサービス

児童デイサービス障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

平成 19 年は、30 人の目標量に対し、46 人の利用がありました。今後、サービスの周知等に努め、平成 23 年度には、60 人日/月の利用を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 期計画目標値 (人日/月)	30	30	30	30	30	30
実績(人日/月)	21	46	50			
第 2 期計画見込量 (人日/月)				55	60	60
主な実施事業所	もりのうち、まーち、白心荘、温水園					

※ 平成 20 年度は見込値

⑨短期入所

短期入所は、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設に入所できる制度です。

平成 19 年度の利用実績は、59 人日/月となっています。

平成 21 年度は、65 人日/月、平成 23 年度は、70 人日/月の利用を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 期計画目標値 (人日/月)	33	33	33	33	36	40
実績(人日/月)	103	59	65			
第 2 期計画見込量 (人日/月)				65	65	70
主な実施事業所	第一博愛寮、ひまわり園、のぞみ園、木埋学園、めぐみ園、修光園 大分県糸口厚生園、久保更生園、小松寮、緑の家、太陽の家					

※ 平成 20 年度は見込値

3) 居住系サービス

① 共同生活援助、共同生活介護

共同生活援助（グループホーム）では、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）では、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

平成 19 年度は、12 人/月、平成 20 年度は 13 人/月の利用が見込まれています。

今後、サービスを開始する事業所が予定されていることより、平成 21 年度は、16 人/月、平成 23 年度は 19 人/月の利用を見込みます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 期計画目標値 (人/月)	11	11	11	11	11	16
実績(人/月)	12	12	13			
第 2 期計画見込量 (人/月)				16 (16 人)	16 (16 人)	19 (19 人)
主な実施事業所	緑の家、第 3 みどり荘、博愛、湊泉寮、田原荘、ひまわり園 潔き聖母の家 コロニー久住、白萩園、日田はぎの園 (ケアホーム H21 年度より) 久保更生園 (グループホーム H23 年度以降) 第二博愛寮 (ケアホーム H23 年度以降) 大分県のぞみ園、ひばりーヒルズ					

※ 平成 20 年度は見込値

②施設入所支援

施設入所支援では、施設に入所する人に対し、主に夜間において、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

平成 19 年度は、2 人/月の利用がありました。平成 20 年度も前年度と同様 2 人/月の利用が見込まれます。

旧体系による障害者入所施設については、23 年度末に向けて新体系移行が多く見込まれるため、平成 21 年度は 10 人/月、平成 22 年度は 42 人/月、平成 23 年度は 65 人/月を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 期計画目標値 (人/月)	0	0	5	20	30	60
実績(人/月)	0	2	2			
第 2 期計画見込量 (人/月)				10 (10 人)	42 (42 人)	65 (65 人)
主な実施事業所	別府リハビリテーションセンターにじ (H22 年度より) 緑の家、大分県のぞみ園、小松寮、白萩園、ひばりーヒルズ (H23 年度以降) 第二博愛寮、コロニー久住、大分県糸口厚生園、日田はぎの園 ハーモニーの森、太陽の家、修光園					

※ 平成 20 年度は見込値

4) その他のサービス

①相談支援

相談支援は、障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）を利用する人のうち、利用者本人による福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がい者等にサービス利用計画を作成するサービスです。

平成 19 年度及び平成 20 年度は、利用実績がありません。

今後、相談事業に力を入れていくにあたって、相談支援事業は、非常に大きな役割となるので、平成 21 年度は、1 人/月、平成 23 年度は、1 人/月の利用を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 期計画目標値 (人/月)	0	1	1	1	1	1
実績(人/月)	0	0	0			
第 2 期計画見込量 (人/月)				1 (1 人)	1 (1 人)	1 (1 人)
実施事業所	由布市障がい者相談支援センター					

2. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性（地理的な条件や社会資源の状況）や利用者の状況に応じて、各市町村が柔軟に実施を行うサービスです。

1) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

障害福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言、指導等）、社会性活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。

平成 18 年度は 11 件、平成 19 年度は 71 件の利用がありました。平成 20 年は、12 月末現在で 174 件の利用があり、大幅に伸びている状況です。

今後も利用が増加することを鑑み、平成 23 年度の見込み量は、336 件とします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実績(件/年)	11	71				
第2期計画見込量(件/年)			234	288	312	336
実施事業所	由布市障がい者相談支援センター					

※平成 20 年度実績件数は、平成 20 年 12 月 31 日現在で 174 件

2) コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者等、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者等を派遣し、社会生活を支援します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実績(件/年)	8	19				
第2期計画見込量(件/年)			48	36	36	36
実施事業所	大分県聴覚障害者協会					

※平成 20 年度実績件数は、平成 20 年 12 月 31 日現在で 38 件

3) 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るために、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護・訓練支援用具	1期計画値	8	9	9			10
	実績	8	1	2			
	2期見込量			3	5	6	8
自立生活支援用具	1期計画値	10	12	14			15
	実績	11	6	9			
	2期見込量			10	10	10	15
在宅療養等支援用具	1期計画値	5	6	8			10
	実績	5	8	5			
	2期見込量			7	8	8	10
情報・意思疎通支援用具	1期計画値	6	5	8			8
	実績	4	5	1			
	2期見込量			2	6	6	8
排泄管理支援用具	1期計画値	80	86	86			90
	実績	92	569	632			
	2期見込量			673	712	763	815
住宅改修費	1期計画値	4	3	4			5
	実績	3	2	2			
	2期見込量			3	4	4	5

※平成 20 年度分の実績は、平成 20 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの給付実績で、2 期見込量については、通年の見込量

4) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の介護を行います。利用形態には個別支援型、グループ支援型があります。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 期 計 画 値	利用見込み者数(人/年)	5	7	10			19
	延べ利用見込み時間数 (時間/年)	58	81	116			220
第 2 期 計 画 値	利用実績又は見込み者数 (人/年)	3	9	8	12	15	19
	延べ利用実績又は見込み 時間数 (時間/年)	67	383	341	421	451	511
主な実施事業所		ゆふネット、虹、シンフォニー、わたぼうし、第一博愛					

※平成 20 年度は、平成 20 年 12 月 31 日現在での実績は 8 人・230 時間

5) 地域活動支援センター機能強化事業

①地域活動支援センターⅡ型

地域活動支援センター基本事業に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 期計画値	1	2	4			9
実績(人/年)	1	1	1			
第2期計画見込量 (人/年)				2	2	5
実施事業所	ファンタジア					

②地域活動支援センターⅢ型

本事業は、地域で生活する障がい者に生産活動訓練の機会等を提供します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 期計画値	0	8	16			20
実績(人/年)	0	4	6			
第2期計画見込量 (人/年)				8	8	10
実施事業所	いっぽー歩					

6) その他の事業

①福祉ホーム事業

住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 期計画値	3	3	4			6
実績(人/年)	3	3				
第2期計画見込量 (人/年)			3	3	4	5
実施事業所	菜の花庵、フレンドハウス、大神ハイツ B					

②更生訓練費給付事業

就労移行支援事業、自立訓練事業および身体障がい者施設の利用者で、利用料が生じない方に更生訓練に要する費用を給付します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 期計画値	6	6	7			8
実績(人/年)	6	5	4			
第2期計画見込量 (人/年)				4	4	4
実施事業所	太陽の家・別府リハビリテーションセンター					

③日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、見守りや生活訓練等を行うとともに、障がい者等の家族の就労支援等を行います。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 期計画値	4	5	7			12
実績(人/年)	3	6	10			
第2期計画見込量 (人/年)				12	15	18
実施事業所	木埋学園、久保更生園、大分県のぞみ園、第一博愛寮、西別府病院					

④訪問入浴サービス事業

家庭の浴槽では入浴が困難な在宅で生活する重度身体障がい者に対し、訪問により、入浴サービスを行います。

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 期計画値					12
実績(人/年)	1	0			
第2期計画見込量 (人/年)			1	3	5
実施事業所	高城介護サービス				

⑤社会参加促進事業（身体障害者自動車改造助成事業）

身体障がい者が就労等のために自動車を取得するとき、その自動車の改造費用を助成します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 期計画値	2	2	2			2
実績(人/年)	2	3	1			
第2期計画見込量 (人/年)				2	3	3

3. 旧体系サービスの利用状況と見込量について

障害者自立支援法が平成18年4月に施行され、18年度より概ね5年間の経過措置の間に旧体系サービスから新体系サービス（障害福祉サービス）へと移行することとなっています。

第1期（平成18年度～20年度）の旧体系のサービス実施状況は、以下のとおりです。

また、第2期（平成21年度～23年度）の間に旧体系サービスは、新体系サービスにすべて移行することとして、見込量を設定しています。

1) 日中活動系サービス

①旧入所サービス

第1期実績 (人日/月)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
			1,562	1,562	1,562		
実績 (人日/月)	第2期見込量 (人日/月)				1,320	748	242

※平成20年度は見込値

②通所サービス

第1期実績 (人日/月)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
			220	223	230		
実績 (人日/月)	第2期見込量 (人日/月)				220	60	60

※平成20年度は見込値

2) 居住系サービス

①旧入所サービス

第1期実績 (人分/月)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
			74	74	74		
実績 (人/月)	第2期見込量 (人/月)				63	31	8
備考 (移行の内訳)					GH・CHIに 3人 施設入所に 5人	GH・CHIに 5人 施設入所に 27人	GH・CHIに 1人 施設入所に 37人

※平成20年度は見込値

第8章 円滑な事業の実施に向けて

1. 障害福祉サービス等の提供体制について

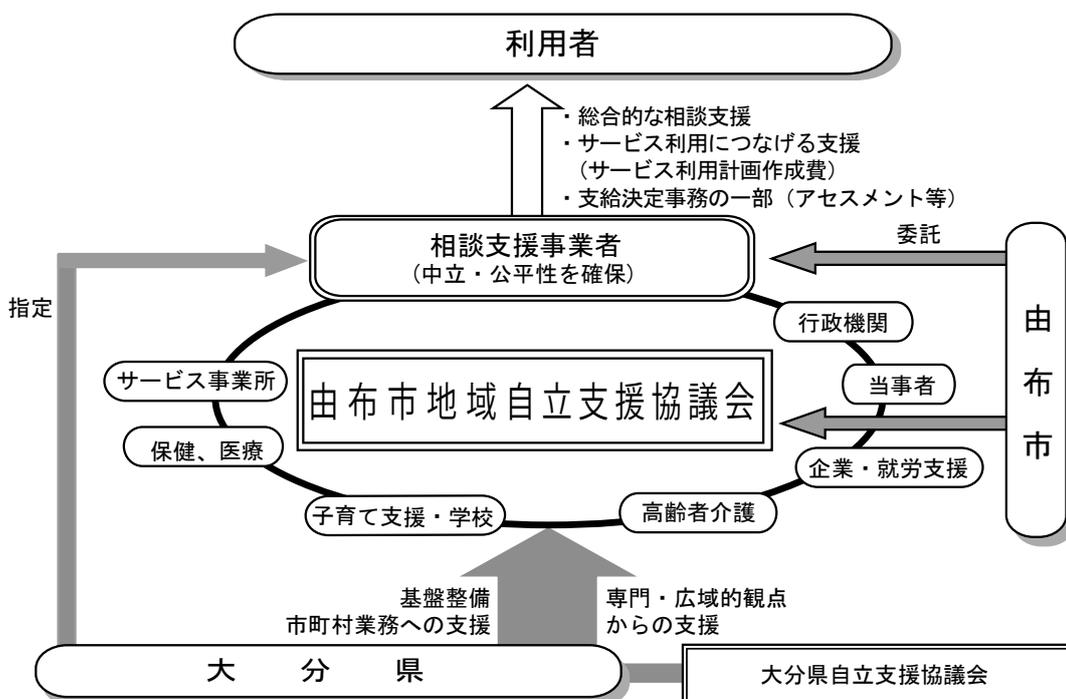
障害福祉サービスの提供体制については、基本理念を踏まえ、下記に掲げることを配慮して、数値目標を策定し、計画的な整備を行います。

- ①希望する障がい者に対し、質の高い障害福祉サービスの提供ができる体制の整備
- ②施設入所・入院から地域生活への移行が円滑にできる体制の整備
- ③一般就労への移行が円滑にできる体制の整備

2. 相談支援の提供体制について

障がい者等、とりわけ、重度の障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。由布市では平成18年10月より相談支援事業をスタートさせ、支援体制の充実を図っています。

今後は、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の一層の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、障害福祉サービス事業者、雇用、教育、医療といった関連する分野の関係者のネットワーク（地域自立支援協議会）の充実を図っていきます。



3. 圏域ビジョン及び圏域市との連携

本市は、大分県の障がい福祉圏域において、大分市、臼杵市、津久見市とともに、中部圏域を構成しています。

第2期障害福祉計画において、中部圏域ビジョンの策定を行うこととなりました。

障がい福祉施策において、本市だけですべてのサービスの基盤整備を行うことは、非効率であり、また困難な施策となることにより、中部圏域の市及び地域自立支援協議会が連携し、サービスの提供体制の確立を進めていくこととします。

図 中部圏域構成市位置図



参 考 资 料

由布市地域自立支援協議会委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	江 藤 明 彦	由布市議会	会 長
2	田 中 眞 理 子	由布市議会	
3	尾 崎 茂 昭	由布市医師会	
4	三 宮 秀 政	由布市民生委員	
5	広 川 良 治	知的障害者更生施設(向陽学園)	
6	三 井 久 満	身体障害者療護施設(大分県のぞみ園)	
7	安 部 千 秋	由布市身体障害者福祉協議会	
8	衛 藤 成 治	手をつなぐ親の会	
9	日 野 博 憲	地域活動支援センター(由布さくら会)	
10	立 川 利 則	湯布院町商工会	
11	江 藤 実 子	由布市教育委員会	
12	馬見塚美由紀	由布市保健師	



<表紙 挿入作品>

題名 ひまわり

作者 挾間町 藤澤奈央さん

第 2 期 由 布 市 障 害 福 祉 計 画 及 び 障 害 者 基 本 計 画

平成 2 1 年 3 月

発行者 由布市福祉事務所

〒879-5192

大分県由布市湯布院町川上 3738 番地 1

(由布市役所湯布院庁舎)

電話 0977-84-3111 / FAX 0977-28-8610
